

《論
説》

伝統的国際法の国内法補足的性質について

——武力紛争法・国際人道法を例として——（三・完）

鈴木淳

一

目次

はじめに

- 第一章 国際法の間接執行とその前提としての国内法の実効性
- 第二章 伝統的な武力紛争法・国際人道法の前提としての国内法
- 国内法による間接執行の根拠と国際法におけるヴァッテル的伝統——（以上、四九号）
- 第三章 国家の完全性の規範的根拠——個人の不完全性の克服
- 第四章 伝統的国際法の役割としての国内法の補足
- 第五章 国内法補足的な伝統的国際法の限界

おわりに

（以上、本号）

第五章 国内法補足的な伝統的国際法の限界

(1) 第一章から第四章において⁽¹⁾、伝統的国際法が国家の完全性を想定しており、個人の規律の観点からすれば純一性・一貫性に欠ける不完全な規範であるため、その機能が国内法を補足するという限定的なものであることを示した。本章では、従来の国内法による国際法の間接執行が十分に機能しない新しい状況を説明し、それが国家の完全性の限界を示唆するものであることを明らかにする。

(2) 第三章で既に論じた通り、伝統的国際法が予定している国内法を通じた国際法による間接執行が機能するためにには、一定の条件が必要となる。すなわち、国家が国内法を通じて国際法上の義務を誠実に履行し、そのような各国の間接執行が一貫して普遍的に行われることである。そのためには、国家の完全性を支える二つの要素である①実力行使の国家による独占と、②国家の代表性の独占と個人の国家への服従という二つの原則が、従来予定されたように機能していることが前提となる。

(3) もっとも、今日では、このような条件が満たされず、従来の間接執行が十分に機能しない新しい状況が生じている。このような間接執行が機能しない状況を、国家による個人支配の実効性の有無を基準として分類すれば、(A) 国家が個人に対する実効的支配を確保しているにもかかわらず、個人を処罰する意志に欠ける場合 (unwillingness) と、(B) 国家による個人の支配が事実上又は国内法上実効的でなくなり、その能力に欠ける場合 (inability) とに大きく二分できる。⁽²⁾

前者の個人を処罰する国家の意志が欠如している場合は、(A_I) その国家にとって個人処罰よりも國家

利益が優先する場合、そして、(A^{II}) 国家自らが犯罪を犯す場合とが考えられる。このような状況下では、国際法の要請と国内法の要請とが抵触し、法の名宛人である個人はジレンマに陥ることとなるが、多くの場合、個人は国際法よりも国内法を尊重する傾向がある。

また、後者の国家による個人の支配が実効的でなくなる場合としては、(B^I) 国内法秩序に起因する問題から国際法の間接執行が機能不全となる場合、あるいは、(B^{II}) 国家の失敗の場合があげられる。以下、これらの要素を順次検討する。

一 個人を処罰する意志に欠ける場合 (1) — 国家利益が優先する場合

(1) 国家が自ら⁽⁴⁾の利益になる限りにおいて国際的利益に貢献するものとすれば、①国際社会の価値の実現が自国の利益とならない場合は、その実現に消極的となるであろうし、あるいは、②自らの国益と深刻に対立する国際社会の利益を実現することを、国家は拒むこととなる。武力紛争法・人道法の分野では国益が特に強調されるため、これはより深刻な問題となる。⁽³⁾

国家利益が国際社会の利益に優先すると判断したとき、国内法廷は行政府の判断を優先したり、又は、そもそも司法府としての判断を回避したりする⁽⁵⁾ことがある。同様の目的のために利用し得る他の法的技術として、統治行為論 (political question, acte de gouvernement, Regierungsakt)⁽⁶⁾ や恩赦 (pardon, Begnadigung) がある。たとえば、ベトナム戦争中、アメリカ合衆国 (以下、アメリカ) によるベトナムへの介入が国際法に違反して⁽⁷⁾いることに基づき、様々な理由で、アメリカ市民が同国の裁判所へ訴えたが、それらは、統治行為を理由として退けられた。また、ベトナム戦争中に約一〇〇名のベトナム住民を殺害したというミライ (ソンニ) 事件 (My Lai incident)⁽⁸⁾に

関する裁判⁽⁸⁾でその責任を問われて懲役を命じられたキャリーキー中尉 (Lieutenant William L. Calley, Jr.) は、当時の「クソン大統領によつて、裁判中も投獄されぬ」となく「審が終わぬまぢ自宅軟禁され、二審が終わつて懲役二〇年に減刑された後、恩赦されている。

それゆえ、人権法や人道法の違反に対する国内裁判所による執行は実際には稀であり、それよりも多少頻繁に行われている武力紛争法の裁判であつても、処罰されないままの場合が多くある。⁽¹⁰⁾

(2) ハのような国益の優位性を極端に認めた立場にイヨリネク (Georg Jellinek) の学説がある。⁽¹¹⁾ イヨリネクは、国際法の規範としての性質について、国家は、法的には国家自らの意志に服しているにすぎないと云ふ。國家の自己拘束説を提唱した⁽¹²⁾。この武力紛争法・戦争法への適用が、戦数論 (Kriegsräson) である。⁽¹³⁾ ハで戦数論とは、戦時国際法を逸脱できる正当な事由としての必要なし緊急な事由のハを云ふ。戦争の目的達成のために、戦時慣例を破ることを含む必要なあらゆる行為が許される (Kriegsräson geht vor Kriegsmanier; Necessity in war overrules the manner of warfare) ハハの見解である。⁽¹⁴⁾ ハの見解に立てば、国際法は国家の便宜によつて全く自由に逸脱を許容するものであると考えられる。戦数論のような考え方とは、国際法の存在そのものを否定する考え方である。⁽¹⁵⁾

(3) ハの戦数論の考え方とは、決して過去のものではない。現代でも戦数論が復活し得るとの例を、核兵器による威嚇又は使用的合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見の中に見いだすことができる。以下、同勧告的意見を検討する。

国際司法裁判所は、その結論部分の一〇五パラグラフで、①核兵器を使用する特別の権限は、国際法上存在しない（A項）、②核兵器の使用を禁ずる国際法は存在しない（B項）、③国連憲章二条四項に違反するか又は五一一条の

すぐじの要件を満たしていない核兵器の使用は違法である（C項）、④核兵器の使用は、武力紛争に適用される国際法の要請（特に人道法）や核兵器に関する他の条約上の義務と両立せねばならない（D項）とした上で、⑤「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そして、とりわけ人道法の原則および規則に一般的に（generally）違反するであらへ。しかしながら、国際法の現状、および裁判所が利用できる事実の諸要素（the current state of international law, and the elements of fact at its disposal）を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇又は使用が、国家の存亡そのもののかかへた自衛の極端な事情（extreme circumstance of self-defence, in which the very survival of a State would be at stake）のめどり、合法であるか違法であるかは、わらうと結論し得ない」とした（E項）。それに裁判所は続けて、⑥核軍縮交渉を行いかつ完結させる義務が存在する（F項）と述べている。

(4) いの 1〇五ペラグラフ E項をめぐっては、様々な議論が存在する。たとえば、ヒギンズ裁判官（Judge Rosalyn Higgins）は、いの E項後段に関する解釈として、裁判不能（non-quietus）を述べたものと理解し、これを批判する⁽¹⁷⁾。国家存亡の極限状態において法の欠缺を認めるとすれば、本稿の第三章四で述べた「残余的な否定原則」により、当該核兵器の使用の合法性の判断は、それを使用する国家に任せられる」ととなる。

それに、国家利益との関係からすれば、ギルバート裁判官（Judge Gilbert Guillaumé）の議論が興味深い⁽¹⁸⁾。ギルバート裁判官は、1〇五ペラグラフ E項について、次のように述べている。「いかなる法体系であつても、「当該法体系に服する」主体から、自らの存在を自衛しその重要な利益を確保する権利を剥奪することはできない。したがつて国際法は、核兵器の使用が国家の存続を確保するための究極的な方法となる場合、同国家から核兵器を使用する権利を剥奪する」とはできない。当該状況において国家は、あらゆる刑法制度に類似したものが存在する一種の『放

免措置 (excuse absolutoire)』を有する。」と、絶対的な自衛権を提示している。しかしながら、このようなE項(19)文の解釈は、先に説明した戦数論と差異がないことに注目する必要がある。

この核兵器の使用をめぐる勧告的意見で問題となつた国家の存亡がかかる自衛の極限状態こそ、まさに、国家間の法としての実定国際法の極限状態にはかならない。このような実定法の極限状態では、ベジャウイ裁判長 (President Mohammed Bedjaoui)⁽²⁰⁾が指摘する通り、国際法上の人道の原則と国家の自己保存権といった国際法の根本的な価値の対立が現れている⁽²¹⁾。しかしながら、もし国際法が国家の「自衛の極限状態」を規律できないとすれば、それらの国々は、自国の自衛を名目として、たとえば人類全体を滅亡させるような権利を獲得することとなる。

(5) この例が示しているように、伝統的国際法は、国家をその存立基盤としてきたため、国家の存亡がかかった限界状況では機能しなくなる。国家の命令に基づいて核兵器を用いて他国の無辜の民を殺害する個人を、国内法が問責することもないであろう。そして、伝統的国際法の立場からすれば、このような個人の行為は国家に帰属し、その結果、この行為の帰結に対する責任は国家中心的国際法の中に雲散霧消してしまうのである。これは、国際法の実効性を国家に担保させていることの代償といってよからう。

二 個人を処罰する意志に欠ける場合 (2) — 国家による犯罪の場合

(1) 伝統的国際法は、完全な社会である国家が個人の不完全性を補完して社会の共通善を追求するのに最も適した存在であることを、当然の前提としてきた。それゆえ、国家による力の行使とその代表性の独占を認め、国内不干渉をしてその統治について沈黙することで、国家の行為、特に統治に合法性の推定を与えてきた。その結果、政府による少数民族の虐待のような、合法政府が自国民に対して行う行為については、伝統的国際法は見ぬ

振りをして不干涉を装つてきただ。⁽²³⁾

しかしながら、国家が外国人又は自らの国民に対して政策として犯罪を行うという国家による犯罪（state crime）が、隠蔽された形で行われるいとは多々あつた。⁽²⁴⁾たとえば、第二次世界大戦以前でも、一九一五年から一九一六年にかけて、トルコ系アルメニア人がトルコ当局によつて殺害された。⁽²⁵⁾第二次大戦中及びその後に行われたものとしては、ナチス・ドイツによるユダヤ人迫害、レーニン・スターリン体制下のソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連）での殺戮⁽²⁶⁾、一九六五年インドネシアでの殺戮⁽²⁷⁾、共産主義下の中国での弾圧⁽²⁸⁾、カンボジアのクメール・ルージュによる殺戮⁽²⁹⁾、などをあげることができる。さらに最近では、旧ユーゴスラビアにおける民族浄化⁽³⁰⁾、ルワンダでのショノサイド⁽³¹⁾を加えることができる。

(2) 個人の規律の観点からいのよな国家による犯罪の分析を行うにあたつては、ヘーリンク（B. V. A. Röling）が行つた戦争犯罪の一いつの区別が有用である。⁽³²⁾すなわち、一つは、「個人による犯罪(individual criminality)」であり、軍隊としての行動とは無関係に個人が単独で行う戦争犯罪である。たとえば、個人による一般市民の殺害、婦女暴行、私的な略奪などである。もう一つは、「組織的犯罪(system criminality)」と呼ばれる集団による犯罪であり、これは軍事組織全体の扇動あるいは命令に従つて、兵士あるいは将校が行う違法行為をいう。たとえば、軍隊組織として、一般市民に対する組織的な爆撃や大規模な捕虜虐待を行う場合があげられる。

前者の個人による犯罪は一人の人間の暴力衝動の発現であつて、犯罪を行つた個人が属する国家が実効的であれば、その国の軍隊全体に対する信頼が損なわれる不名誉な行為と考えられるため、当該国家の裁判所によつて処罰されることとなる（第二章二を参照）。これは国家による実効的統治を前提とした、国家による国際法の間接執行の典型例である。

他方、「組織的犯罪」の場合、犯罪行為が軍隊の指揮系統を利用して行われるため、当該犯罪について、違反者が帰属する国家が処罰することは困難であることが多い。それゆえ、組織的犯罪については、国家による力と代表性の独占という国家統治の実効性が、むしろ犯罪を助長するよう機能することとなる。今日の武力紛争法・人道法上の犯罪には、い)のように国家の政策 (state action or policy) として行われる大規模な組織的犯罪が存在する。⁽³⁵⁾

(3) このような国家による組織的犯罪を、国際法上の犯罪として実際に処罰する重大な契機となつたのは、第一次世界大戦⁽³⁷⁾であった。第二次世界大戦では、侵略や一般住民・捕虜に対する残虐行為など、ドイツ・日本・イタリアなどの枢軸国による対外的・対内的な実力行使が、連合国から非難された。すなわち、一方では、航空機による大規模な爆撃などの戦争手段の発達により、第一次世界大戦を上回る大量の破壊と殺戮が、合法又は違法な組織的実力行使によつてもたらされ、他方、ユダヤ人に対する迫害に代表されるように、枢軸国の領域又は占領地域において残虐で人間性を無視した行為が、捕虜や一般住民に対して大規模且つ組織的に行われた。そのため、枢軸国に対しては、戦争中から、これらの行為の責任者に対して処罰を行う旨の宣言が繰り返しなされた。⁽³⁸⁾

第二次世界大戦中に行われたこれらの組織的犯罪は、以下の特徴を有した。①これらの組織的犯罪が極めて非人道的なものであつたこと、②犯罪の犠牲者は、伝統的国際法が保護の対象としていない自国民や無国籍者を含む住民一般であつたこと、③犯罪が極めて大規模に行われ、多くの個人が組織的に関与したにもかかわらず、国内法上問責されることとは事実上なかつたこと、である。

(4) このような国家による組織的犯罪という新しい犯罪に対応するため、戦争終了後に、これらの犯罪に関与した個人を国際法に基づいて裁くことを目的として国際裁判所が作られた。すなわち、一九四五年八月八日の「ヨーロッパ枢軸諸国的主要戦争犯罪人の訴追と処罰のための協定」(ロンドン協定)⁽⁴⁰⁾及び国際軍事裁判所条例⁽⁴¹⁾に

より、ニョルンベルグに国際軍事裁判所（International Military Tribunal: IMT）（以下、ニョルンベルグ裁判所）が設置された。⁽⁴²⁾また、一九四六年一月一九日の「極東国際軍事裁判所設立に関する連合国軍最高司令官特別宣言」及び極東国際軍事裁判所条例（連合国軍最高司令官總司令部一般命令第一号）に基づいて、東京に極東国際軍事裁判所（International Military Tribunal for the Far East: IMTFE）（以下、極東裁判所）が設置された。⁽⁴³⁾これらの裁判所は、政治交渉の偶発的な産物であったが、本稿の関心からすれば、以下のようない理論的前提と特徴とを共有していたことが注目される。⁽⁴⁴⁾

- ① 枢軸国では、指導者の地位にある特定個人又は特定集団が、国家を支配・利用しつゝ、国家による組織的犯罪を計画・実行した。それゆえ、これらの犯罪行為の法的責任は、国家・国民・民族が負うべきではなく、國家の指導者や犯罪の実行者である個人又は特定集団が負うべき」と（個人責任の原則）。
 - ② 枢軸国の犯罪的行為は、（i）特定の連合国の領域で行われ当該国内法を用いた裁判が適切である犯罪のほかに、（ii）侵略など複数の国家若しくは国際社会全体に惨禍を及ぼし、それゆえ連合国が共同して処罰すべき重大な犯罪や、（iii）他国との関連性を有しない枢軸国の自国民又は無国籍者に対する非人道的な犯罪、を含むものであった。それゆえ、（ii）及び（iii）の犯罪は、個別の国内法廷ではなく、国際法廷において裁判することが望ましいこと（国際裁判の原則）。
 - ③ 枢軸国が占領地域又は自国民に対して行った犯罪は、極めて非人道的であるため、相互主義に基づく従来の戦争犯罪の枠組みを離れて、国際社会全体に対する犯罪を構成し、当該犯罪を犯した者は、国際犯罪人として、国際社会の名の下に処罰されること（国際犯罪の原則）。
- 個人に対して国際裁判所を通じて国際法を直接適用するこのような立場は、個人の規律を国内法に任せるこという

間接執行を前提とした伝統的国際法の立場に修正を迫るものであった。以下、これらの国際裁判によつて表明された①個人責任の原則、②国際裁判の原則、③国際犯罪の原則という一連の諸原則が、伝統的国際法を如何に変容せしめたのかを検討する。

(5) これまで論じてきた通り、個人責任概念は伝統的国際法の中に既に存在していた。しかし、個人による犯罪が国内法廷の管轄権の対象とされてきたことからわかるように⁽⁴⁸⁾、伝統的国際法における個人責任概念は、完全な社会である国家が不完全な個人を補完することを前提としていた。⁽⁴⁹⁾つまり、国家が個人犯罪を実効的に取り締まることは可能であると考え、個人又は国家以外の集団が国家を利用して組織的犯罪を行わせることを想定してはいかなかつた。⁽⁵⁰⁾さらに、国家という法人が実力行使と代表性とを独占しているのであるから、国家による実力行使という国家行為^(act of state)⁽⁵¹⁾について、政治指導者が個人責任を対外的に負うことは考えられなかつた。⁽⁵²⁾それゆえ、規定国際法においても、個別の戦闘での上官命令^(superior orders)⁽⁵³⁾に基づく行為については発令者が責任を負うとの上官命令主義（又は、上級者責任）がとられ、上官命令に従つて戦争犯罪を行つた者（受命行為者）は免責された。⁽⁵⁴⁾さらに、元首などの政治指導者は、主権免除（sovereign immunity）の対象となるため、国際法上責任を問責されることはないと考えられた。⁽⁵⁵⁾

しかし、国家による組織的犯罪こそ、当該犯罪に対する国内法の自浄作用が機能しない場合にほかならない。それゆえ、国家による組織的犯罪を実効的に規律するためには、国家の機関として当該犯罪を計画・決定・実行する自然人又は自然人からなる集団に対しても刑事责任を直接に科すことが必要となる。たとえば、ニュルンベルグ裁判所は、判決の中で次のように述べた。

「国際法に反する犯罪は、人間（men）によつて行われるのであり、抽象的実体（abstract entities）によつてな

されるのではない。当該犯罪を犯した個人を処罰することをもつてのみ、国際法の諸規定を執行することが可能となる。」

ここで注目すべきことは、国家の組織的犯罪を、国家という法人の犯罪としたのではなく、国家機関にあつた比較的少数の個人の犯罪ととらえたことである。⁽⁵⁷⁾ それゆえ、これらの裁判では、個人を管轄の対象とし、国家元首であろうとあるいは政府高官であろうとその公務上の地位を問わないこととした。それゆえ、ニュルンベルグ裁判所は、その判決の中で次のように述べた。⁽⁵⁸⁾

「一定の状況下で國家の代表者を保護する国際法の原則は、国際法によつて犯罪として問責される行為に対しても、適用することができない。これらの行為を行つた者は、適切な裁判手続による処罰から免れるために、公職の影に隠れることはできない。」

そればかりか、上官が部下の違法行為を黙認し必要な措置をとらない場合、部下の行為につき、上官に責任が負わされるようになつた（上官責任）。⁽⁶⁰⁾

他方、ニュルンベルグ裁判所条例と極東裁判所条例は、上官の命令に従つて犯罪を実行した場合、それを根拠として刑事責任を免れることはできないとした（ただし、裁判所の判断による減刑は認められた）。この上官命令の抗弁の否定によつて、国家による組織的犯罪の法的責任を個人に帰属させることが理論的に可能となつた。たとえば、ニュルンベルグ裁判所は判決の中で次のように述べた。⁽⁶²⁾

「ヒトラーは、単独では侵略戦争を行うことはできなかつた。彼は、政治家・軍の指導者・外交官・実業家からの協力を獲得せねらなかつた。これらの人々は、ヒトラーの目的を知りつつ、ヒトラーに協力したことによって、ヒトラーが開始した計画の当事者となつたのである。ヒトラーが彼らを利用していたとしても、彼らは

自らが何をしているのか知っていたのであるから、無罪であるとは考えられない。彼らに職務を命じたのが独裁者であったことは、彼ら自身の行為を免責することにはならない。指導者と受命者の上下関係は、国内法において厳しい上下関係の存在 (tyranny) が組織的犯罪を免責しないのと同様に、本件においても責任を解除するものではない。」

これら第二次世界大戦後の国際軍事裁判所の先例を踏まえて、実定国際法上は上官命令の抗弁による絶対的免責を認めない立場が有力となり、国家機関としての行為であっても個人責任が問われるという個人責任概念が確立した。⁽⁶³⁾ この個人責任原則の確立は、伝統的国際法が前提とした完全な社会としての国家^vという考え方や、国家による実力と代表性の独占という考え方へ転換を迫るものであったが、その要点は、国家を組織的犯罪に利用する個人が国際法上の責任を負うことであった。

(6) このような個人責任の追及は、伝統的国際法においては、国内法を通じて行われてきた。これに対して、個人处罚を目的とした国際裁判所を設置するべきだという意見は、その交渉過程においてイギリスが反対したにもかかわらず、戦争中から表明されていた。⁽⁶⁴⁾ もともと、個人責任追及のために設置される国際裁判所は、「国際」という言葉にいかなる意味を付与するかによって、理論的には多様な裁判所を意味する可能性がある。⁽⁶⁵⁾ すなわち、①国際法を適用する通常の国内刑事裁判所、②占領軍の司令官が有する国際法上の権限に基づいて設置が許される軍事裁判所 (military commission or tribunal)、③個々の国家による軍事裁判所の設置を、連合諸国が共同で行う混合軍事裁判所 (joint or mixed military commission or tribunal)、④連合諸国間の (inter-Allied) 国際法上の合意に基づいて設置される国際刑事裁判所、⑤敗戦国や中立国を含む諸国の国際法上の合意に基づいて設置される普遍的な国際刑事裁判所、である。ニヨルンベルグと極東の国際裁判所が設立される過程では、いに示した様々な種類

の裁判所案が検討され、いくつかの提案では二種類以上の裁判所が組み合わされていた。⁽⁷²⁾

第一次世界大戦後に実際に設置された裁判所には、①連合国との國際的合意に基づいて設置され、重大戦争犯罪人（major war criminals）に対して、互いに異なる国籍を有する複数の裁判官が、国際法を適用して裁判を行う国際軍事裁判所と、②各連合国によって設置され、重大戦争犯罪人に対する裁判を行なう国際法を適用して裁判を行う軍事裁判所（military or national tribunal or commission）との二種類があつた。⁽⁷³⁾

前者の国際軍事裁判所は、国際的合意にその設立の根拠を有していた。たとえば、ドイツの場合、一九四五年五月のドイツ軍の無条件降伏の後、ドイツ政府が消滅していたため、裁判の時点では「デベラチオ」（debelatio）の状態になつた。⁽⁷⁴⁾それゆえ、ニュルンベルク裁判所は、戦勝国となつた連合国間の合意であるロンドン協定を基礎として設立された。これに対して、極東裁判所は、日本政府の同意したポツダム宣言及び降伏文書に基づき連合国軍最高司令長官の命令によつて設置された。⁽⁷⁵⁾ロンドン協定は敗戦国のドイツの同意を得ていないのに對して、ポツダム宣言及び降伏文書には敗戦国の日本も同意しているため、ニュルンベルク裁判所と極東軍事裁判所では、その設立の根拠が国際法上異なると言われるが、いずれの国際軍事裁判所も、枢軸国の主権・統治権が顕著に制限された状態の下で設置されたことは共通している。⁽⁷⁶⁾また、これらの裁判所は国際的合意によつて設置されているため、ドイツ管理理事会又は連合国軍最高司令官の審査に付されるだけで、国内裁判所に対する提訴は認められなかつた。⁽⁷⁷⁾

他方、後者の各国内裁判所の設置は、戦争犯罪人の個人処罰を行うとの連合国間の合意を前提として、①枢軸国との占領を行つた諸国と②枢軸国によって損害を被つた諸国とによつて行なわれた。たとえば、ヨーロッパでは、ナチスの戦争犯罪人に対する追及は連合軍の進撃と並行して展開され、連合国は、ドイツを占領するにあたり、それぞれの占領地域に軍事委員会（Military Commission）、軍事裁判所（Military Court）又は軍政裁判所（Military

Government Court) を設けた。⁽⁷⁹⁾ さらに、一九四五年一二月二〇日、連合国ライツ管理理事会によつて「戦争犯罪、平和に対する罪及び人道に対する罪を犯した者の処罰に関する法律(管理理事会法律一〇号)」(以下、CCCL⁽⁸⁰⁾)が制定された。同法律は、ロンドン協定と不可分の一体とみなされ(一条)、同法に基づいて各占領地区当局は、その地区内で適切な裁判所を設置する権限を与えられた(三条)。このほか、ドイツ以外の諸国の国内裁判所でも、これら個人处罚が行われた。⁽⁸¹⁾ 次に、アジア・太平洋地域においても、連合国はそれぞれ独自の法令を根拠として、その所轄地域における戦争犯罪人に関する軍事裁判を行つた。⁽⁸²⁾ これらの裁判所のうち占領地域に設置された裁判所は、連合国間の合意によつて設置された国際裁判所とされ、既定の刑の承認手続に付される以外、国内裁判所への提訴は認められなかつた。⁽⁸³⁾

これらの裁判所は、連合国の合意に基づいて、枢軸国の軍人及び政治指導者を处罚するために、戦闘終了後に、各連合国が単独又は共同で軍事裁判所を設置し裁判を行つたものである。⁽⁸⁴⁾ これらの裁判所が有する以下の特徴は、これらの裁判所が、国際法上交戦国によつて設置される軍事裁判所に準じたものであることを示唆する。すなわち、①枢軸国の無条件降伏によつて戦闘は停止していたが、枢軸国は連合国によつて軍事占領されていたため、法的には戦争状態が継続していたこと、②連合国政府の共同決定によつて設置されたニュルンベルク裁判所を除き、裁判所は占領軍の司令官の権限によつて設置されたこと、③被告人は枢軸国の国民及びその協力者だけであったこと、⁽⁸⁵⁾ ④裁判官は連合国の国民だけであつたこと、⁽⁸⁶⁾ ⑤判決後、司令官による再審査にのみ付されたこと、⁽⁸⁷⁾ である。

しかし、これら裁判所条例の制定及びそれに従つて実際に行われた裁判は、相互主義に基づいて紛争当事国が行う伝統的国際法上の裁判の範囲を超えて、復讐的・懲罰的なものであり、同時に旧枢軸国に対しても主権的・立法的であった。すなわち、①平和条約締結前とはいえ、実際の戦闘が終了した後に裁判を行つており、平和条約締結

後も戦争犯罪人はは放免（amnesty）されなかつたこと、②敵対行為の開始以前の期間に行われた行為についても審理の対象としていること、③国際法に基づいて裁判が行われたが、伝統的な戦争犯罪概念を超えた政治指導者に対する個人責任を問うなど、必ずしも当時の実定国際法として確立したものばかりではなかつたこと、④枢軸国の自国民に対する犯罪も扱つていること、⑤当該裁判は、枢軸国の無条件降伏後の連合国による軍事占領と管理とを背景として行われ、結果的にはその後に続く連合国による枢軸国の国内改革（憲法を頂点とする国内法の改廃を含む）の先駆けとなつたこと、といった性質を有していたのである。

このように、これらの裁判を通じて連合国が通常の軍事裁判所の範疇を超えた権力行使を行うことができたのは、枢軸国が本来有していた当該地域における実力と代表性とを、枢軸国の代わりに連合国が独占していただめためである。⁽⁹⁶⁾たとえば、これらの裁判所の性格について、ニュルンベルク裁判所自身は、その判決の中で次のように述べた。⁽⁹⁷⁾

「条例の制定は、ドイツ帝国を無条件降伏させた諸国による主権的な立法権限の行使であった。そして、これらの諸国が被占領地域について立法することができるという疑い得ない権利は、文明世界によつて認められてきた。条例は、戦勝諸国によつてなされた恣意的な権力行使ではなく、裁判所の見解によれば、……それはその制定時に存在していた国際法の表明であり、かつ、その限りにおいて、それ自体国際法に対する貢献である。」

ここに、国家の間接執行によつては十分に規律することができない国家による組織的犯罪に対し、国際社会が国際裁判所を通じて直接に規律する実行が始まつた。⁽⁹⁸⁾

以上から明らかになることは、国家による組織的犯罪の場合、国際法の国内法による間接執行による自浄作用には、自ずから限界が存在することである。それゆえ、まさに第二次世界大戦の後に行われた国際裁判こそ、そのよ

うな国際法の国内法による間接執行の限界を克服するため、国際法が国内法に積極的に関与した先例であった。このような国際社会による裁判所の設置は、⁽⁹⁾国際法による国内法の補足 (supplement) > という伝統的国際法の立場を越えた、⁽⁹⁹⁾国際法による裁判所の設置は、⁽⁹⁹⁾国際法による国内法の補完 (completion or perfection) > にほかならない。

もとも、連合国による国際裁判所及び国内裁判所の設置及び個人処罰は、それだけでは決して相互主義を超えた普遍主義を実現したものではなかった。これらは、基本的に各国の領域国・交戦国・占領国としての権利行使をして行われたものであり、国際法廷の設置ですら、連合国・中立国をも含む全国家の領域主権に優越する普遍的な世界法廷を設置したものではなく、あくまで枢軸国の主権のみを限定・排除してそれを補完・代替するに留まつたからである。

(7) これまで述べてきた個人責任と国際裁判の原則は、伝統的戦争犯罪の範疇を超えた、新しい個人の国際犯罪の概念を理論的に帰結するものではない。それにもかかわらず、連合国は、「平和に対する罪」や「人道に対する罪」という新しい国際犯罪概念を用いて個人処罰を行った。⁽¹⁰⁾以下、このような個人を規律する新しい国際犯罪概念が、伝統的国際法が前提としていた相互主義をいかに変容せしめたかについて検討する。

伝統的国際法は、国内統治の実効性を前提とし、国家間においても相互主義に基づいて国際法の実効性を担保している。この国家間の相互主義を個人の規律の観点から分析してみれば、仮に個人が国際法上の犯罪を行ったとしても、当該個人を処罰するという関係国家間の相互的責任が発生するだけであり、個人処罰も復仇に見られるようになる。この相互主義の文脈で行われるにすぎない。当該個人は、国際法上の国家に対する相互的義務が及ぶ範囲内で、同個人が帰属する国家と、当該個人を拘束した国家とに対して責任を負うだけであり、「人類共通の敵 (Hostis humani generis)」である海賊の場合を例外として、国際社会全体に対する責任や義務を負うことはなかった。それ

ゆえ、伝統的国際法においては、海賊以外の国際社会全体に対する犯罪について、①個人が紛争当事国以外の第三国から国際法上問責されず、ましてや対外的な関連性を有しない純粹に国内的な行為については問責されることはない（相互主義に基づき個人の問責を行うことが許される国家の範囲）、さらに、②個人は原則として自ら忠誠を誓った国家の国内法に従つてさえいればよく、せいぜい他方当事国の国内法の尊重が求められるにとどまる（相互主義に基づき個人が負う義務の範囲）のである。

枢軸国の戦争犯罪人を実際に処罰するにあたつても、まず考えられたのは相互主義的な処罰であった。たとえば、一九四三年一〇月の「残虐行為に関する宣言（モスクワ宣言⁽¹²⁾）」は、ドイツ戦争犯罪人が犯行地国に送還され同国の国内法に基づいて処罰されることを述べており、その限りにおいては、伝統的な相互主義の適用を超えた国際犯罪を想定してはいなかつた。それゆえ、個人責任が追及されたとしても、それだけでは、国際社会全体に対する個人の責任が問責されることにはならず、あくまで相互主義の範囲内にとどまることになる。もつとも、同宣言は、犯罪行為が特定地域に限定されず、連合国との共同決定（joint decision）によって処罰される犯罪については予断を与えないことも明記していた。これは特に戦争指導者を想定していたが、同宣言が発表された時点では、この「共同決定」がいかなる内容を持つかは不明であつた。⁽¹³⁾

この共同決定の内容が最終的に確定したのは、一九四五八月八日のロンドン協定においてであつた。⁽¹⁴⁾ アメリカ・イギリス・フランス・ソ連の代表によつて合意されたロンドン協定は、重大犯罪人を国際軍事裁判所において裁くことを明らかにしたが、同協定には、それと不可分の一体をなす裁判所条例が付属していた。同条例中に、從来の戦争犯罪を超えた新しい「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が規定されたのである。前者の平和に対する罪（crimes against peace）とは、①「侵略戦争、若しくは、国際条約・協定・誓約に違反する戦争」を、②「計

画・準備・開始・実行する」と、又は、これら行為の「いずれかを達成するための共通の計画や共同謀議へ参加する」と定義された。⁽¹⁵⁾ 次に、後者の人道に対する罪 (crimes against humanity) とは、①当該犯罪が、犯罪行為地の国内法に違反するか否かにかかわらず、②本裁判所の管轄に属する「いずれかの犯罪の遂行として、又は、これに関連して行われたところの、③戦前又は戦時中に行われた (before or during the war)'、④すべての一般住民に対する殺人・殲滅・奴隸化・強制的移送・その他の非人道的行為、又は、政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害 (persecutions)」と定義された。⁽¹⁶⁾

本稿の問題意識からすれば、この新しい国際法上の犯罪概念が形成される過程で、厳格な相互主義の適用が緩和されたことが注目される。

まず相互主義を厳格に適用すれば犯行の時点で関係国ではなかつた諸国は、それらの諸国が参戦する以前に行われた枢軸国の行為に関して、問責できないこととなる。⁽¹⁷⁾ これに対して、枢軸国の行為を国際犯罪とするによつて、たとえ戦争に参加していないとも、枢軸国の行為を問責できることとなつた。特に、アメリカは、参戦する以前から既に中立義務に反する援助を関係諸国に行つていたが、この自らの中立義務違反の正当化が政治的に必要であった。たとえば、ロンドン会議にアメリカ代表として参加し、ニュルンベルク裁判では自らアメリカ主席検察官を務めたジャクソンは、次のように述べている。⁽¹⁸⁾

「…ドイツは、アメリカとの条約に違反して、アメリカに対して攻撃ないし侵略を行つたわけではない。「それにもかかわらず」アメリカが本大戦で連合国側を支持したのは、ドイツが戦争に訴えたことが当初から違法であり、国際の和平と秩序を不正に脅かすものであると我々が考えたためである。」ドイツの攻撃にさらされている諸国民に対してもアメリカが援助を提供するに際して、國務長官やスチムソン陸軍長官や司法長官の私は、これら

の援助を一貫して正当化してきたが、それは、この戦争が当初から違法なものであり、正義に反して且つ不法に攻撃している諸国民を援助することは決して違法ではないためである。」

この結果、枢軸国指導者は、彼らのみを対象とした特定国家の国内法上の犯罪概念ではなく、一般的な国際法上の犯罪概念によって処罰されるようになつた。これに対して、ソ連は、平和に対する罪や人道に対する罪を、ナチス・ドイツの指導者に対してのみ適用し、それを犯罪の定義中に明記するべしだと主張したが、アメリカの反対によつて犯罪の定義自体にはこのような限定が排除された。⁽¹¹⁾ このような経緯を通じて、犯罪概念の国際法上的一般性・普遍性は一層高まつたと考えられる。

他方、相互主義を厳密に適用すれば、枢軸国の国内で行われ、且つ、枢軸国国民や無国籍の人々に對して行われた非人道的行為は、他国によつて問責できないこととなる。すなわち、枢軸国内で行われた非人道的行為は、本来当該国内法上の犯罪であり、他国に対する対外的な行為を含まないため、相互主義の対象とはならない。この問題は、特に条例の人道に対する罪の定義中に平和に対する罪や通常の戦争犯罪との関連性を含めるか否かを廻つて争われ、アメリカの主張の結果⁽¹²⁾、人道に対する罪を構成するためには、これらの対外的な犯罪との関連性が要件として必要であると規定された。つまり、枢軸国内の非人道的行為は、対外的な犯罪と関連する場合にのみ国際犯罪とされることとなつた。他方、相互主義の問題は、当該犯罪が戦闘の開始以前の行為を問責しえるかという問題としても提示され、人道に対する罪の定義においては、その行為が戦中ばかりか戦前になされたものであつても問責できることとされたため、当該犯罪概念は、犯罪が行われた時点で全く關係のない第三国による問責を限定的に認めしたこととはなつたが⁽¹³⁾、この時間的な相互主義からの逸脱も、対外的な犯罪と関連する場合にのみ認められたに過ぎない。したがつて、ニュルンベルグと極東の裁判所条例の規定は、本来国内問題である人道に対する罪を、対外的

な犯罪行為と関連付けることで国際化して国際犯罪とした、と考えることができよう（このような対外的な犯罪との関連性の要件による限定は、連合国ドイツ管理理事会が制定したCCL一〇⁽¹⁵⁾では排除された。当該規定の対象が国内裁判所であり、まず国内法を適用したことを考えすれば、当該犯罪を国際化するための限定が排除されたのは理解し得る⁽¹⁶⁾）。

（8）以上述べてきたような、連合国による国際犯罪概念の採用とそれに伴う相互主義の限定的排除は、連合国の政治的利益を目的とした枢軸国戦争指導者の処罰を正当化するために、国際法を形式的・恣意的に利用したものであると批判されるかもしれない。しかしながら、この国際犯罪概念は、個人の国際法による規律の観点からは、以下に説明する通り、実質的な必要性と意義とを有するものであった。

そもそも伝統的国際法では、国際法は国内法を通じて間接執行されるため、個人は国際法との関係を絶たれて、関係する国内法に従つてしまえばよいこととなる。完全な規範である国内法は、国際法と比較して個人を実効的且つ包括的に拘束するため、国内法による法的な要請を受けた個人は、それが国際法上合法であるか違法であるかにかかわらず、国内法に従う傾向にある。⁽¹⁷⁾既に述べたように、特に軍隊構成員は、上官の職務上の命令に服従する義務がある⁽¹⁸⁾。この結果、国家によって組織的に行われた犯罪は、各個人からしてみれば、その行為を行わざるを得ないか、場合によつては、自ら進んで行うことが望ましいことと考えられるようになった。

個人の国際犯罪の概念は、このような代表性的の原則に基づく国家への服従のテーゼに変更をもたらした。すなわち、このように、連合国は個人の国際犯罪概念を導入して、枢軸国の行った非人道的行為の責任者を、その行為が国内法に違反するか否かに関わらず、国際社会の名の下に裁いたのであったが、ここにおいて、個人は、自らの行為が特定の国家の国内法に照らして判断されるだけではなく、国際法に照らして判断されることが明確化された。⁽¹⁹⁾

たとえば、ニュルンベルグ裁判所の判決は、次のように述べている。⁽¹²⁾

「裁判所条例の本質とは、個々の国家が課した国内的な服従義務に優越する国際的な義務を、個人が負っている」とある。」

この国際犯罪の原則は、国際犯罪という国際法上の概念を用いることで、個人が国内法に従って行為する場合であっても、国家よりも広範な国際社会との関係を有しており、そらに国際社会に対して自らの行為を通じて責任を負うことを明らかにした。これは、個人を規律する国際法が、国内法を通じて間接執行されるか否かにかかわらず、国際法上の純一性・一貫性が求められることを宣言したことにはかならない。

連合国は、実際には第二次世界大戦を戦った諸国の一方の当事者にすぎなかつたにもかかわらず、政治的理由から、相互主義の範囲を離れて、国際社会全体を代表して、国際裁判所を設置し、枢軸国の関係者を国際犯罪人として処罰した。個人の国際犯罪に関する国際裁判が、連合国による即決処刑や枢軸国の承継政府による間接執行の形態をとらずに、国際社会の名の下に設置された公開の国際法廷によつて行わたることは、（これが紛争の一方の当事者にすぎない連合国の実力と政治的決定に依存する形で実現されたとしても）伝統的国際法の不完全性の帰結である個人の規律の純一性・一貫性の欠如を克服するための試行錯誤が始まつたことを意味していた。⁽¹³⁾これらの裁判は、個人の国際社会に対する一般的の責任を明らかにし、国際社会が個人を直接に規律する可能性を示したことにより、伝統的国際法の有する限界を克服する可能性を有していた。たとえば、ジャクソンはニュルンベルグ裁判の冒頭陳述において次のように述べた。⁽¹⁴⁾

「これら「ナチスの」被告に対して毒杯を差し出すことは、それを我々「連合国」自らの唇に当てるこことでもある。我々は自らの任務にあたり、公平なる理性的純一性 (detachment and intellectual integrity) を保たねばな

らないが、それは、この任務が、後世に対して、本裁判が正義の実践 (to do justice) という人類の熱望 (humanity's aspirations) を実現するものであることを示すことにほかならないからである。」

いりでは、国際軍事裁判所で被告人となつた枢軸国国民ばかりか、連合国国民もが、当該裁判所で適用された原則に一般的に拘束されることが示されており、それゆえ国際法の純一性・一貫性が確保されるべきことが明らかにされている。⁽²⁴⁾

(9) このように、伝統的国際法の立場は、第二次世界大戦を契機として揺らいだ。これは、国際刑事法の方法論としては、伝統的国際法からの「飛躍」であった⁽²⁵⁾。この飛躍について、第二次大戦以後の国際社会は、その一部を次のように定着させてきた。すなわち、第二次世界大戦後、ニュルンベルク裁判や極東裁判で適用された原則についてその定式化が試みられ、その結果、国家によつて行われる組織的犯罪に関与する個人は、連合国民であると枢軸国民であるとを問わず、国際法上の刑事責任を負うことが確立した。すなわち、第二次世界大戦後に作成された条約や国際社会の実行においては、国家を含む集団が組織的犯罪を行ひ得ることを認め、そのような場合に個人に対して刑事責任を科し⁽²⁶⁾、上官責任を規定し⁽²⁷⁾、その身分を問はず処罰すると定めたものもある。このように、個人による国際犯罪概念は、戦後を通じて、定着してきたといつてよい。

もつとも、これらの国際法の実施は、従来通り、国内法によつて行われており、各国内法の介在による補完を通じて国際法を個人に対して間接執行している⁽²⁸⁾。国際社会は、新しい国際法上の犯罪概念に対し、普遍主義に基づく各国内管轄権の拡張と、「引渡し又は裁判」の原則による手続的な国際協力とによって応じようとしたのである（第四章一を参照⁽²⁹⁾）。特に、国際法上、違法な命令に部下は従わない義務を負うこととなつたが、このような違法な命令に対しては国内法の手続を通じて対応するものとされ、違法な上官命令に対する部下の拒否の権利及び

義務の国際的文書による定式化には強い反対が存在する。⁽¹³⁵⁾ それゆえ、第二次世界大戦以降も、国内裁判手続を通じて国際法が実施されるという伝統的国際法の立場は堅持されている。この結果、今日でも国家が組織的に犯罪に関与する場合、國家統治の実効性に依存した国際法は、自らの限界を露呈する可能性を常に有しているのである。

三 個人を処罰する能力に欠ける場合（1）—国内法との不整合

（1） 前節で検討したように、第二次世界大戦を契機として戦争犯罪概念が拡張されたにもかかわらず、国際法は依然として国内法に依拠した間接執行に基づいて個人を規律している。本節では、主として各国憲法秩序・憲法慣習に起因する原因によつて、国内法を通じた個人の規律が実効性に欠け、国際法の間接執行メカニズムが十分に機能しない場合を検討する。⁽¹³⁶⁾

（2） 伝統的国際法は、個人を規律する場合であつても、国家を通じた間接執行を行つてきており、その国際法の国内での実現方法は、各國の憲法手続に従つて各國毎に定められてきた。⁽¹³⁷⁾ すなわち、①国内憲法は、一般的編入（incorporation）の方式⁽¹³⁸⁾又は変型（transformation）の方式⁽¹³⁹⁾を、条約又は慣習法のそれぞれについて採用することによつて、国際法を国内法上どのように実現するのかを規定する。②一般的編入方式を採る国の場合、国際法の国内法上の効力順位も、各國の国内憲法秩序によつて定められる。⁽¹⁴⁰⁾ ③国内裁判所の管轄権の及ぶ範囲は、国際法上の管轄権とは別に、当該裁判所を設置する国内憲法秩序によつて決定される。⁽¹⁴¹⁾ ④国際法が国内法上効力を有するとしても、国内立法なしで国内裁判において自動執行力（self-executingness）を持つか否かについては、各國の憲法秩序に基づいて各國の裁判所が定めることとされてきた。⁽¹⁴²⁾ さらに、⑤私人による国際法違反につき国内法に基づいて、被害者である私人が国内裁判所において民事請求を行うことを認めている場合もある。⁽¹⁴³⁾

(3) このように各国毎に異なる憲法手続が存在するため、国際法を国内法の平面で個人に対して執行する段階で、様々な困難が生ずる。⁽¹⁴⁾ すなわち、①条約や慣習法について一般的編入を採っている憲法の場合、国内法との効力関係において、国際法の位置付けが低い場合があり、特に事後に成立した国内法が、先に存在した国際法に優越する場合があること⁽¹⁵⁾、②ジュネーブ諸条約や追加議定書の多くの規定は自動執行力を有さず、国内裁判所も国際法の自動執行力を認めないこと⁽¹⁶⁾、③条約について変型理論をとっている国や、一般的編入を採用していくことも自動執行力が認められない条約の場合、条約の国内法への変型・実施に伴う遅延・困難の問題があること⁽¹⁷⁾、④国内措置をとるための国内立法は、通常、裁判所の管轄権に対して、時間的・空間的制限を付しており、多くの諸国は本稿の第四章一や第五章二（9）で示した普遍主義に基づく管轄権の行使や慣習法に基づく処罰に対する消極的であること⁽¹⁸⁾、⑤国内裁判所において、国際法違反を根拠とした個人の損害賠償請求権を認めない場合があること⁽¹⁹⁾、⑥国内裁判所の裁判官に対する国際法のトレーニングが十分ではなく、裁判所が国際法規則の認定を行う能力に欠け、行政府の見解又は国内の先例をそのまま認める場合があること⁽²⁰⁾、⑦一般に国内裁判所は公正で整備された司法制度が確立している実定国内法に依拠することを好み、国際法に基づく主張を重視しない傾向があること⁽²¹⁾、以上である。

これらの困難は、国際法の間接執行の実現が、各憲法秩序が有する固有の限界によつて妨げられる例である。この結果、国際法上は確立した犯罪であつても、国内法の欠缺が原因で訴追できない状況が生じたり、国内で末端の兵士にまで広く国際法が知られていないかたりすることとなる。このような場合、国際法の国内法を通じた間接執行は、純一性・一貫性に欠けることとなる。

(4) さらに、各国内外憲法に起因する間接執行の限界の問題は、国内法を通じて国際法を間接執行された被告

人が行う抗弁 (defense) の中にも見出されるが、そのためには、このような国際法の間接執行に対する抗弁として、軍事的必要性 (military necessity) や復仇 (reprisal) など国際法に固有な抗弁のほか、①国内法上の裁判管轄権の欠如、②国家行為や主権免除、③国内法上の罪刑法定主義、④上官命令や国内法上の合法性、⑤国際法の不知や錯誤、⑥国内法上の時効、⑦裁判を行う国の国民も被告人と同じ種類の犯罪を行ったにもかかわらず処罰されないという意味で「裁く者も汚れた手をしてくる (tu quoque)」などの抗弁が行われる。個人の規律の純一性・一貫性といふ本稿の課題からして、いじぢは、これが抗弁のうち、罪刑法定主義、国際法の不知、国内法上の時効、「裁く者も汚れた手をしてくる」の抗弁を取り上げる。

罪刑法定主義 (principe de légalité des délits et des peines) の基盤にある「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし (nullum crimen sine lege, nulla poena sine lege)」の原則は、大陸法系の諸国の国内法ばかりか、多くの国内法体系に見出され、今日では国際条約においても定められてくる。⁽¹⁵⁾ 国内法上、同原則の具体的な内容としては、①犯罪・刑罰の法定 (慣習法处罚の禁止)⁽¹⁶⁾、②事後法 (ex post facto laws) の禁止・溯及处罚の禁止 (principle of nonretroactivity)⁽¹⁷⁾、③類推解釈の禁止⁽¹⁸⁾、④明確性の原則が主張される⁽¹⁹⁾。国際法が個人を規律している場合、①成文法以外の慣習法や法の一般原則の形式で個人の刑事责任が定められることがあることと、②国内法規範と比較して国際法の規範は曖昧 (vague) で厳密さに欠ける (lack of precision) とみなされることが多いことから、これらの規範が国内法廷において間接執行されるとしても、国内法上の実施措置がなされなければ、国内刑法で広く認められている罪刑法定主義と抵触するおそれがある。また、仮に国内法上の実施措置がなされるとしても、事件が発生した後に、明文の条約や国内法への編入のための国内成文法が制定される場合には、遡及的处罚の問題が発生するともいわれる。実際に、武力紛争法・人道法に関係する国内裁判では、この罪刑法定主義の抗弁がなされる場合

が多い。⁽¹⁶⁾ しかしその種の裁判では、①一般成文法のみならず国際慣習法も罪刑を定め得ることを認め、②犯行時に当該犯罪行為を規律する国際慣習法が存在したという前提の下で、③仮に犯罪行為の後に条約又は国内成文法による明文の刑罰法規が制定されたとしても、それに対して宣言的効果しか認めないとあって、このような罪刑法定主義に基づく抗弁を退ける傾向がある。⁽¹⁷⁾ しかしながら、国際法の規則が国内法レベルの罪刑法定主義を実現するまでは、今後もこのような抗弁がなされる可能性がある。⁽¹⁸⁾

また、国際法を知らざっていたとして、法の不知 (ignorance of law) 又は法の錯謬 (mistake of law) が抗弁として主張されることがある。⁽¹⁹⁾ 多くの国内法は、「法の不知は誰にも「許しの」口実を与えない」 (ignorantia legis neminem excusat) や「法の不知は害す (ignorantia juris nocet)」としてこれらの抗弁を認めないが、国際法は国内法と比較して必ずしも法が周知されているとは限らず、国内法又は上官命令によって国際法上の犯罪を行なうことが強要されるといった事情が存在するため、国際法の不知や錯謬が主張される場合がある。たとえば、連合国のために運航していたため攻撃され沈没したギリシャ商船の生存者に対して、ドイツ潜水艦の乗組員が発砲・殺害した「ペレス号事件」(The Peleus Trial)において、被告側は、何が国際法の規則であるかについて諸国家間ですら争いがあるものを、単なる個人が知ることはできないと抗弁した。⁽²⁰⁾ このような国際法の不知・錯謬の抗弁は刑罰の減免の考慮条件とされてきたが、武力紛争法・国際人道法の普及に伴い、この抗弁の妥当範囲は、国内裁判においても今後ますます狭くなることが予想される。

国内法上の時効 (statutory limitations) については、国際法上は戦争犯罪と人道に対する罪などに關して時効不適用条約が存在している。⁽²¹⁾ しかしながら、同条約を批准している国は四〇カ国程度に止まり、実際に時効不適用を定めた国内措置をとるとしても、その実施の方法が各国によつて様々であるため、国内法廷では時効が抗弁として

主張されることがある⁽¹²⁾。さらに、個人による損害賠償請求に関しては、国内法上の賠償請求に関する時効が適用される。⁽¹³⁾

「裁く者も汚れた手をしている」の抗弁は、裁判を行つてゐる国の国民も同種類の犯罪を行つたにもかかわらず、処罰されていないという抗弁である⁽¹⁴⁾。実際の裁判でこの抗弁が主張されたとしても、多くの裁判所では、訴追を行うか否かは訴追者の裁量の範囲内であり、当該事件に関係がないとしてこの主張を認めていない⁽¹⁵⁾。ただこのような抗弁は、国際法に基づく個人処罰が紛争の関係諸国によつて間接執行されることに起因しており、もし現実の状況が抗弁の主張通りであるならば、法の純一性・一貫性に欠けることとなり、国際法と法廷に対する人々の信頼を損なう恐れがある⁽¹⁶⁾。

(5) 以上のような抗弁は、各国毎に自律的で多様な憲法秩序が存在するがゆえに、国際法の間接執行に対しても制限が課される例である。それゆえ、国際法の国家を通じた間接執行は、各国の国内法秩序との不整合が原因で、法としての純一性・一貫性を損なう場合があることを認めねばならない。

四 個人を処罰する能力に欠ける場合（2）—国家統治の実効性が損なわれる場合

(1) 本稿で論じてきた通り、国家の完全性はあらゆる実力行使が国家によつて独占的に行われてきたという歴史的経験によつて担保されている（第三章二を参照）。もつとも、国際社会にあつては、たとえ小さい暴力行為であつても、社会一般に対して心理的な混乱・不安・恐怖を与えることで自らの政治目的を実現しようとするテロリズム（terrorism）と呼ばれる手法が知られている。さらに、今日では、冷戦後の混乱による国家の地位の相対的低下と科学技術の発達によつて、大量破壊兵器を利用したテロリズムが行われる危険性すら指摘されている。本節

では、国際法の間接執行が十分機能しない事例として、こののような国家の実効的支配を免れた実力行使について検討する。

(2) テロリズムに対する国際社会の法的対応は、早くも一九三七年の「テロリズムの防止及び処罰に関する条約」⁽¹⁷⁾の中に見出しができるが、本格的な対応は一九六〇年代以降に多発した航空機のハイジャックや人質行為を契機としたものであった。冷戦下のイデオロギー対立と植民地独立を時代背景として、特に民族解放団体 (national liberation movements) による民族解放戦争 (national liberation war) の国際法上の合法性と、これらの団体の多くが採用したゲリラ行為 (guerrilla) やテロリズムの国際法上の合法性がアラブ・アフリカ・アジア・共産主義諸国によって主張され、一方でラテン・アメリカ諸国や欧米諸国からは批判されたのである。⁽¹⁸⁾

旧植民地の多くが一応の独立を達成し、冷戦が終結した今日、国家以外の主体による実力行使に関する国際法状況は、おおむね次のようにまとめることができよう。すなわち、①国家以外の主体による実力行使について、正当な実力行使である民族解放戦争（及びその目的のためのゲリラ行為）と、不当な実力行使であるテロリズムとを区別し、②前者の民族解放戦争及びゲリラ行為については国家に準じた実力行使であるとして実定法上の合法性を認め、③後者のテロリズムについては違法となる犯罪類型を国際法で定め、各国の国内法を通じた間接執行によって規制しようとしたのである。⁽¹⁹⁾

ここでテロリズムは、合法とされたゲリラ行為とは異なり、国家による秩序形成とは相容れない反社会的活動とみなされた。当該活動は、国家間の武力紛争とは異なり、各国の国内管轄権の範囲内で原則として国内法によって処罰することが求められたのである。ここでテロリズムを行う集団は、国家と比較して相対的に脆弱な私的集団であり、国家による実効的統制が可能であることが想定されている。

(3) しかしながら、科学技術の発達や冷戦終結といった国際社会の構造変化とともにない、今日では、テロリズムに対抗するための前提である国家の個人に対する実効的統制が損なわれる現象が見られるようになつた。すなわち、①民族紛争などにより国家の統治能力が著しく損なわれる「国家の失敗」や、②国家が自国領域内に所在するテロリストを容認・支援する場合である。

冷戦の終結後、内戦等によって国家統治が実効的でなくなる「国家の失敗 (failed states)」と呼ばれる現象が存在するようになった⁽¹⁸⁾。そういう地域では、警察・司法機能を含む政府機能の全部又は一部が麻痺し、暴動や民衆による大量殺害など国内的な惨劇 (internal atrocities) が発生することがある。⁽¹⁹⁾このような場合、現地当局が末端の兵士や現地武装勢力を十分に統轄できない事態が発生し、非戦闘員を含む無差別な虐殺が行われることもある。

さらに今日では、国際法上、自国領域内で他国に対するテロリズムを許容することは禁止されており、各種条約によつて犯人の「引渡し又は裁判」の義務が国家に対して課されているにもかかわらず、⁽¹⁸⁾国家が資金援助や訓練を提供することによって私的団体によるテロリズムを支援する場合 (state-sponsored terrorism) や、テロを犯した個人が自国領域内に所在するにもかかわらず処罰せず黙認する (tolerate) 場合がある。⁽¹⁹⁾このような場合、領域国が当該容疑者の処罰又は引渡しに応ぜず、当該国家に容疑者が留まる限り、他国は、当該個人に対して何ら措置をとれないこととなる。

これらの現象は、国家と個人の力関係の変化により、国家によらずして個人が国際的影響力を及ぼすようになつたにもかかわらず、国家が効果的な統治を行わいため、国際法の国家による間接執行が機能しない例である。

(4) このように国家の統治の実効性が損なわれている場合、犯罪の実効的処罰を求める諸国は、①管轄権行使のための拉致や、②爆撃などの実力行使に訴えることがある。⁽¹⁹⁾

管轄権行使のための拉致 (abduction as the precursor for jurisdiction) へは、ある国家がある事件について裁判管轄権を有しているにもかかわらず、容疑者が外国に留まつてゐため管轄権を行使できない場合、自国で裁判を行ふことを目的として容疑者を拉致する」とある。⁽¹⁸⁾ 多くの国内裁判所は、たゞいの拉致行為が国際法違反であるとしても、「違法な逮捕であつても、拘留は適法とする (male captus, bene detentus)」の原則に従つて、それだけでは当該国内裁判所の管轄権を否定するにはならないとしている。

やむを得ず、国内法秩序が実効的に機能せず、これを補完する国際的メカニズムも存在しない場合、他の関係諸国が失望し、爆撃などの実力行使に訴える」とある。⁽¹⁹⁾ 特にアメリカは、これらの準国家団体と国家との間の紛争を低強度紛争 (low-intensity conflict: LIC) としてとらえ、軍事力によって対応する方針をとつてゐる。⁽²⁰⁾ これらの措置は、国際社会の一般利益実現を目的とした国内法上の「法執行活動 (law enforcement activity)」として主張されるが、本稿で論じてきた属地的な実効的支配を前提とした国際法の間接執行の限界が顕著に示されてゐる例である。

五 おむね……国家を中心とした伝統的国際法の実効性のゆるぎ

(1) 本章では、国際法が国内法を通じて間接執行される際に直面する様々な限界を検討してきた。国家による国際法の間接執行に関しては、既に多くの学者がその問題点を指摘している。

ブリッジ (Bridge) は、国内裁判所で国際犯罪人を裁判するの問題点を次のようにあげる。すなわち、①いやれの国の裁判所が管轄権を有するのかについて、单一の判断基準が存在せず、不確定であること、②国際法に基づいて裁判管轄権を有する国家が、容疑者を逮捕できるとは限らないこと、③国内裁判所が国際犯罪を裁くために

は、国際法 (*jure gentium*) を国内法に編入する」とが必要となるが、各国で共通した編入と解釈・適用が困難である⁽²⁰⁾ことである。

ボーテ (Bothe) は、国際人道法を国内法で執行するにあたって以下の問題点を指摘する⁽²¹⁾。①国際法を執行するため 국내法上の措置が必要であることが、そもそも認識されていないこと⁽²²⁾、②国際法と国内法との両方の立法技術・知識に優れた人材・ノウハウの不足、③国内措置の手続が緩慢 (*inertia*) であること⁽²³⁾、④国内での実施や解釈に際して、国家利益に基づく様々な圧力がその過程で加えられること⁽²⁴⁾、⑤国際法上の規範と、その実施のために翻訳作業を経て制定された国内法とに差異が生ずること⁽²⁵⁾、である。

コンフォルティ (Conforti) は、国内法体系で、国際法の法的価値が完全に実現されないとの障害として、①統治行為論⁽²⁶⁾、②主権免除や条約の解釈などで司法府が行政府の判断を尊重すること⁽²⁷⁾、③国家行為理論 (act of state doctrine)⁽²⁸⁾、④自動執行力を持たない規範として国際法を扱うこと⁽²⁹⁾、⑤国際機構の拘束力を有する決議に自動執行力を認めない傾向⁽³⁰⁾、⑥国際法と国内法の関係において後法優先の原理 (Lex Posterior Principle) を用いて、後に定立された国内法を適用する」と、あげる。

またバシューリ (Bassiouni) は、「」のような「引渡し又は裁判」のような国家による国際刑法の執行のアプローチが、以下のような限界を持つことを指摘する⁽³¹⁾。すなわち、①のアプローチは、諸国家に対し、条約上の責務に従って行為する義務しか課していないこと、②国家による遵守を確保するための強制的統制 (authoritative control) によって何ら定めていないこと、③複数の国家間に生じた紛争を解決するためのメカニズムについて定めていないこと、④諸国間の協力の対象となるべき個人の人権保障について何ら定めていないこと、⑤包括的なフレームワーク (overall framework) を有しないこと、⑥当該条約に基づいて具体的な禁止規定 (specific

proscriptions) を起草するための標準や一般的規則が存在しないこと、⑦国内執行機関の遵守るべき制度規定に適用可能な統一標準又は一般的規則が存在しないこと、⑧条約の適用と執行が不平等であり、国内執行機関に影響を与える国内の政治的考慮に従属することと、である。

これらの学者の主張は、伝統的国際法が前提としている国家による国際法の間接執行に疑問を投げるものである。本稿の議論を通じて明らかになつたように、国際法の間接執行の根本的問題は、国際法を間接執行するべき各國の機関が、国内憲法を頂点とする国内法秩序に基づいて権限が付与されているため、それらの機関が国際法よりも国内法上の純一性・一貫性を優先して追求することにある。この結果、個人を規律する国際法の純一性・一貫性は実現されず、国際法による個人の実効的規律は完全さに欠けることとなる。

(2) このような伝統的な国家の間接執行による個人の規律の限界が明らかとなつた国際社会の現状において、個人は、むしろ反秩序的行為へと促されてゆくこととなる。たとえば、アロット (Allott) は、国際社会が国家形態を有する複数の民族から構成されるとするヴァッテル的国際社会観⁽²⁶⁾の最大の問題点は、(個人が活動するための) 国際社会の道徳と各国の国内社会の道徳とが乖離し、その結果国際社会に道徳が存在しなくなることだとする。⁽²⁷⁾また、カント (Kant) は『永遠平和のために』の中で次のように述べている。

「人間の本性に根ざしたある種の邪惡 (Bösartigkeit) があるといふ」とは、一国内で共同に生活する人々についてはまだ疑わしいかも知れないし、またかれらの法に反した心情の諸現象の原因として、こうした邪惡の代わりに、多少もともらしく、まだ十分に開化されていないということ (粗野) があげられるかも知れない。しかしそれでも人間の邪惡は、諸国家相互の外的な関係においては、まったくあからさまに、争う余地なく現われるのである。人間の邪惡は、それぞれの国家の内部では市民法の強制によっておおい隠されているが、それは市民が

相互に暴力をふるう傾向に対し、いつそう大きな力、つまり統治権が強力に対抗し、全体に道徳的な外見（誘因は真の原因ではない）を与えるばかりか、このように法に反した傾向の勃発に対して門がかけられることによつて、道徳的素質が法に対する直接の尊敬にまで発展することが現実に極めて容易になるからである。」

この結果、国内社会では国家の完全性によって補完されていたはずの個人の不完全性が、国際社会では表出する可能性がある。⁽²⁹⁾ すなわち、国家による拘束を免れた個人は、国家や他の集団を利用することで、国際社会に対して貢献する可能性を持つと同時に、反社会的行為を行う可能性も有しているのである。これについてアロットは次のように述べている。⁽³⁰⁾

「……社会過程の総体のいづれかの段階又は局面でなされた意志・行為であるかにかかわらず、その意志・行為を契機として、社会による害悪が発生することがあり、そこには法による害悪も含まれる。人類がこれまで経験してきた社会的生活の歴史を紐解いてみると、微小なものから世界的・歴史的に甚大な影響を及ぼすに至るいづれの規模の社会的害悪も、神（又は神々）に関する特定の理論から小役人の精神活動（その性格や発想）に至るいかなるものを契機として発生する可能性があり、どのような種類の言葉・観念・理論・価値であれ、それがもたらす影響を契機として害悪が発生する可能性があることがわかる。」

このような個人の可能性に対して、現行の国際法制度は、個人の規律の観点からすれば純一性・一貫性に欠ける不完全な規範であるため、法的実効性に欠けるばかりか、個人の活動に対して具体的な指針を与えることすらできないのである。

注

- (1) 本稿で用いたる概念のうち、「伝統的国際法 (traditional international law)」¹⁾は、〈はじめ〉の社 (11) を参照。 「国内法による国際法の間接執行 (indirect enforcement)」²⁾は、第一章及び第二章を参照。 「完全な社会としての国家 (state as a complete society)」³⁾を参照。 「純」社 (integrity) もいうべき、第三章因 (2) を参照。「一貫性 (coherence)」⁴⁾を、第三章因 (2) を参照。 「国際法による国内法の補足 (supplement)」⁵⁾を、第四章を参照。
- (3) いわば、国家の機能不全の分類は、「国際刑事裁判所に關する規程 (以下、国際刑事裁判所規程)」⁶⁾に示すとおり。*See* Rome Statute of the International Criminal Court, adopted by the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court on 17 July 1998, U.N. Doc. A/CONF. 183/9 (1998), 37 INT'L LEGAL MATERIALS 1002 (1998). ただし、本稿で用いた分類は、国際刑事裁判所規程のそれと同様だ。
- (4) Michael Bothe, *The role of national law in the implementation of international humanitarian law* in STUDIES AND ESSAYS ON INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW AND RED CROSS PRINCIPLES IN HONOUR OF JEAN PICTET 309 (Christophe Swinarski ed., 1984).
- (5) BENEDETTO CONFORTI, INTERNATIONAL LAW AND THE ROLE OF DOMESTIC LEGAL SYSTEMS 17-20 (1993).
- (6) *Id.*, at 14-17.
- (7) ベトナム戦争に関する米国内裁判所による統治行為理據の援用も、多數の判例が存在するが、次の文献を収録された論文が参考された。⁷⁾ 3 THE VIETNAM WAR AND INTERNATIONAL LAW (Richard A. Falk ed., 1972). *See also* CONFORTI, *supra* note 4, at 15.
- (8) “ベトナムの虐殺”⁸⁾ 次の文献を参照。 1 DEPARTMENT OF THE ARMY, REPORT OF THE DEPARTMENT OF THE ARMY REVIEW OF THE PRELIMINARY INVESTIGATIONS INTO THE MY LAI INCIDENT (1970).
- (9) ベトナム戦争の一連の裁判のうち、軍法会議 (Court Martial) もうつた。⁹⁾ 2 THE LAW OF WAR 1703-1728 (Leon Friedman ed., 1972) を参照。 軍事審裁判所 (Court of Military Review) もうつた。 United States v. Calley, 46 C.M.R.

- 1131 (1973) の參照⁶。憲法裁判所 (Court of Military Appeals) は「⁷」 United States v. Callery, 22 U.S.C.M.A. 543, 48 C.M.R. 19 (1973) の參照⁸。第1回軍事裁判所の判決⁹ Calley v. Callaway, 519 F.2d 184 (5th Cir. 1975), cert. denied. 425 U.S. 911 (1975) の參照¹⁰。
- (15) ANTONIO CASSESE, VIOLENCE AND LAW IN THE MODERN AGE 138-139 (1988). (ア・カセセ『暴力と法律』)『暴力・小口・撃墜機』 | 国際法 | 国際公法 (敬文堂 | 一九八二年)。 ALFRED P. RUBIN, ETHICS AND AUTHORITY IN INTERNATIONAL LAW 175 (1997).
- (16) STEVEN R. RATNER & JASON S. ABRAMS, ACCOUNTABILITY FOR HUMAN RIGHTS ATROCITIES IN INTERNATIONAL LAW 146-147 (1997).
- (17) GEORG JELLINEK, ALLGEMEINE STAATSLEHRE (Walter Jellinek ed., 3rd ed. 1914). (ジ・ヘーリング・ヤクス・アーヴィング)『一般國家論』[第1版] (新訳翻訳 | 八九〇四年)。
- (18) JELLINEK, *supra* note 11, at 479. (ヘーリング・ヤクス | 1914) | 国際公法 (アーヴィング)。 See also CONFORTI, *supra* note 4, at 10; ARTHUR NUSSBAUM, A CONCISE HISTORY OF THE LAW OF NATIONS 234-235 (Revised ed. 1954). (ヌスbaum | 一九四七年)の初版本 | 一九二九年 | 国際公法 (アーヴィング)『國際法の歴史』 | 1914 | 国際公法 (アーヴィング | 一九四七年)。
- (19) 略称編注「ソ連」の文獻を参照¹¹。2 OPPENHEIM'S INTERNATIONAL LAW 231-232 (H. Lauterpacht ed., 7th ed. 1952) [hereinafter cited as OPPENHEIM (7th ed.)]; Chris at Jochnick & Roger Normand, *The Legitimation of Violence: A Critical History of the Law of War*, 35 HARVARD INT'L L. J. 49, 63 (1994). また、その文獻を参照¹²。田嶋良 | 『国際法』〔新版〕 | 国際公法 (新訳翻訳 | 八九〇四年)。
- (20) COMMENTARY ON THE ADDITIONAL PROTOCOLS OF 8 JUNE 1977 TO THE GENEVA CONVENTIONS OF 12 AUGUST 1949, at 391, para. 1386 (Yves Sandoz et al. eds., 1987).
- (21) L. C. GREEN, THE CONTEMPORARY LAW OF ARMED CONFLICT 118-119 (1993). 同上編注『現代戦争法規編』 | 1993 (鶴岡社 | 一九七九年)。藤田久 | 『新版 国際人道法』[英訳] | 1991 | 大日本 | 有斐閣 | 一九九〇〇四年)。
- (22) Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, 1996 I.C.J. REPORTS 226 (July 8). 永島勲訳証明書 | 1996 | 多数の論文が存在するが、たとえば次の文獻を参照¹³。 Michael J. Matheson, *The Opinions of the International Court of*

- Justice on the Threat or Use of Nuclear Weapons*, 91 AM. J. INT'L L. 417 (1997); Dapo Akande, *Nuclear Weapons, Unclear Law? Deciphering the Nuclear Weapons Advisory Opinions of the International Court*, 1997 BRIT. Y. B. INT'L L. 165 (1998); Mariano J. Aznar-Gómez, *The 1996 Nuclear Weapons Advisory Opinion and Non-Litigation in International Law*, 48 INT'L & COMP. L. Q. 3 (1999). つまり、次の文脈を参照。『核兵器の脅威とその使用』(1996年)。
- (17) Dissenting Opinion of Judge Higgins, 1996 I.C.J. REPORTS, at 583, para. 2. See also Aznar-Gómez, *supra* note 16.
 - (18) Separate Opinion of Judge Guillaume, 1996 I.C.J. REPORTS, at 68, para. 8.
 - (19) See also Matheson, *supra* note 16, at 435.
 - (20) Marcelo G. Kohen, *The Notion of 'State Survival' in International Law in INTERNATIONAL LAW, THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE AND NUCLEAR WEAPONS* 310-311 (Laurence Boisson de Chazournes & Philippe Sands eds., 1999). 藤田久一「核兵器による威嚇・使用——ICJの勧告的意見を読む」(平成11年)。国際司法裁判所判例研究会「判例研究・国際司法裁判所 核兵器の威嚇又は使用の合法性(勧告的意見・1996年7月8日)」(国際法外交雑誌第99巻3号)85頁(1996年)。
 - (21) Declaration of President Mohammed Bedjaoui, 1996 I.C.J. REPORTS, at 273, para. 22.
 - (22) 核兵器による個人の道義的責任についての文脈を参照。 JOHN FINNIS, JOSEPH BOYLE, GERMAIN GRISEZ, *NUCLEAR DETERRENCE, MORALITY AND REALISM* (1987).
 - (23) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10 at 3-4.
 - (24) たゞ、次の文脈を参照。 FRANK CHALK & KURT JONASSOHN, *THE HISTORY AND SOCIOLOGY OF GENOCIDE* (1990); RUDOLPH J. RUMMEL, *DEATH BY GOVERNMENT* (1994); YVES BEIGBEDER, *JUDGING WAR CRIMINALS* 76-103 (1999).
 - (25) CHALK & JONASSOHN, *supra* note 24, at 249-289; RUMMEL, *supra* note 24, at 209-239; BEIGBEDER, *supra* note 24, at 80-87.
 - (26) CHALK & JONASSOHN, *supra* note 24, at 323-377; RUMMEL, *supra* note 24, at 111-122.
 - (27) CHALK & JONASSOHN, *supra* note 24, at 290-322; RUMMEL, *supra* note 24, at 79-89; BEIGBEDER, *supra* note 24, at

- 伝統的国際法の国内法補足的性質について（鈴木）
- (28) CHALK & JONASSOHN, *supra* note 24, at 378-383; BEIGBEDER, *supra* note 24, at 92-93.
- (29) RUMMEL, *supra* note 24, at 91-109; BEIGBEDER, *supra* note 24, at 94.
- (30) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 227-237; CHALK & JONASSOHN, *supra* note 24, at 159-207.
- (31) 田中一「アフリカトドロミテスの民族独立運動やその法的文書」、*アフリカ*、次の文献を参照。 VIRGINIA MORRIS & MICHAEL P. SCHAFER, AN INSIDER'S GUIDE TO THE INTERNATIONAL CRIMINAL TRIBUNAL FOR THE FORMER YUGOSLAVIA (1995) [hereinafter cited as FORMER YUGOSLAVIA].
- (32) ベトナム戦争へのチャレンジと認定文書について、次の文献を参照。 VIRGINIA MORRIS & MICHAEL P. SCHAFER, THE INTERNATIONAL CRIMINAL TRIBUNAL FOR RWANDA (1998) [hereinafter cited as RWANDA].
- (33) 國際連合の他の犯罪について、次の文献を参照。 William J. Chambliss, *State-Organized Crime-The American Society of Criminology, 1988 Presidential Address* 27 CRIMINOLOGY 183 (1989).
- (34) B. V. A. Röling, *The Significance of the Laws of War in CURRENT PROBLEMS OF INTERNATIONAL LAW* 137-139 (A. Cassese ed., 1975). See also CASSSE, *supra* note 9, at 125-126. (アフリカ・前項注(30) 110—111頁)。
- (35) 軍隊に対する規律について、たゞべき次の文献を参照。 CHARLES A. SHANOR & L. LYNNE HOGUE, MILITARY LAW (2nd ed. 1996).
- (36) BASSIOUNI, CRIMES AGAINST HUMANITY IN INTERNATIONAL CRIMINAL LAW 254 (1999) [hereinafter cited as BASSIOUNI CRIMES].
- (37) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 5. 並びに、以下の文献を参照。奥原敏男「国際連合の戦争犯罪」神谷龍男編著『国際連合の基本問題』(1)51—111〇頁(河井書店、一九七〇年)。三木草二『国際刑事法』九一一一〇〇頁(三和堂、一九九一年)。藤田久一『戦争犯罪とは何か』(九一)一一〇頁(岩波書店、一九九五年)。小長谷和高『国際刑事裁判序説』(四五三頁)(岩波社、一九九九年)。
- (38) 第二次世界大戦では、枢軸国による組織的犯罪のほか、連合国による無差別爆撃や原爆投下なども行われた。

(3) たゞえば、一九四一年一月三〇日、マヤツの占領下にあった九カ国の「命政権の代表は、ロンドンにおいて「ヤヌ・ジ・ハイム宣言(St. James Declaration)」を行つた。同宣言は、ナチス・ドイツによる犯罪行為について、「人の犯罪として有罪であるか責任を有する者を、犯罪を命令したか実行したか参加したかにかかわりなく、組織された司法の手段を用いて処罰する」とし、主要な戦争目的の一へんやく」とした。See PUNISHMENT FOR WAR CRIMES. THE

INTER-ALLIED DECLARATION SIGNED AT ST. JAMES'S PALACE, LONDON, ON 13 JANUARY 1942, AND RELATED DOCUMENTS 3-4 (1942). (宣言の邦訳だ) 法務大臣官房司法法規監査部編『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』 | - || 頁 (一六二三頁)。

また、一九四三年一〇月、連合国戦争犯罪人委員会(United Nations War Crimes Commission: UNWCC)が設置された(同委員会の活動については、次の文献を参照。Egon Schwellb, *The United Nations War Crimes Commission*, 1946 B.R.T. Y. B. INT'L L. 363 (1946); UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, HISTORY OF THE UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION AND THE DEVELOPMENT OF THE LAWS OF WAR (1948)。また、次の文献も参照。清水正義「先駆的だが不発の終わった連合国戦争犯罪委員会の活動 一九四四年—ナチ犯罪処罰の方法をめぐる」東京女子学館短期大学紀要110号171-171頁(一九八八年)。

おひどい、一九四三年一〇月三〇日、アメリカ・イギリス・ソ連の三国外相がモスクワにおいて「残虐行為に関する宣言(モスクワ宣言)」を發表し、同宣言は、①ドイツ戦争犯罪人については、被疑者は犯行地國に送還され、同國の法に基いて裁かれねばならず、②犯行地が地理的に限定されない犯罪や、連合国共同決定によつて処罰される犯罪については、同宣言が予断を与えねどもやむなしといふを明記してした。Declaration on Atrocities issued after the Moscow Conference of the Foreign Ministers of the United Kingdom, the United States, and the Soviet Union, 18-30 October 1943, reprinted in DOCUMENTS ON GERMANY UNDER OCCUPATION 1945-1954, at 1-2 (Beate Ruhn von Oppen ed., 1955) [hereinafter cited as DOCUMENTS]. (宣言の邦訳だ)『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲171頁)。

いのちぬき、一九四五七年七月二六日のポツダム宣言の一〇項では、戦争犯罪人の処罰が定められた。Potsdam Declaration, July 26, 1945.

(4) Agreement by the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the Government of the United States of America, the Provisional Government of the French Republic and the Government of the Union

of Soviet Socialist Republics for the Prosecution and Punishment of the Major War Criminals of the European Axis, August 8, 1945, *reprinted in* DOCUMENTS, *supra* note 39, at 50-52. 槍説²¹『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲注 (III-2) 8-110回²²。

(41) Charter of the International Military Tribunal at Nuremberg, August 8, 1945, 82 U.N.T.S. 279 *reprinted in* DOCUMENTS, *supra* note 39, at 52-58. 邦訳²³『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲注 (III-2) 8-110回²⁴。本稿では Charter の訳注²⁵一般に流布している「条例」という訳語をあてた。

(42) ニュルンベルク国際軍事裁判所²⁶多々の文献が存在するが、たとえびごとの文獻を参照。 Sheldon Glueck, *The Nuremberg Trial and Aggressive War*, 59 HARV. L. REV. 396 (1946); George A. Finch, *The Nuremberg Trial and International Law*, 41 AM. J. INT'L. L. 20-37 (1947) *reprinted in* 2 STATE CRIME 137-154 (David O. Friedrichs ed., 1998); ROBERT K. WOETZEL, THE NUREMBERG TRIALS IN INTERNATIONAL LAW (1960); BRADLEY F. SMITH, THE AMERICAN ROAD TO NUREMBERG (1982); ANN TUSA & JOHN TUSA, THE NUREMBERG TRIAL (1984); THE NUREMBERG TRIAL AND INTERNATIONAL LAW (George Ginsburgs and V. N. Kudriavtsev eds., 1990); TELFORD TAYLOR, THE ANATOMY OF THE NUREMBERG TRIALS (1992); ARIEH J. KOCHAV, PRELUDE TO NUREMBERG (1998); MICHAEL R. MARRUS, THE NUREMBERG WAR CRIMES TRIAL 1945-46 (1997); DREXEL A. SPRECHER, INSIDE THE NUREMBERG TRIAL (1999). ²⁷また、次の文獻を参照。黒井二郎『ナチス裁判』(講談社)、1-66回²⁸。

(43) Special Proclamation, Establishment of an International Military Tribunal for the Far East, January 19, 1946. 『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲注 (III-2) 114-115回²⁹。

(44) Charter of the International Military Tribunal for the Far East, January 19, 1946. 『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲注 (III-2) 117-118回³⁰。同条例³¹一九四六年四月二十九日³²が施行された。

(45) 横東国際軍事裁判所³³多々の文献が存在するが、たとえびごとの文獻を参照。 RICHARD H. MINEAR, VICTOR'S JUSTICE: THE TOKYO WAR CRIMES TRIAL (1971) (ニホン・H. マーリー著)『東京裁判 勝者の裁』(樋高田版・新装版)一九九八年); B. V. A. RÖLING, THE TOKYO TRIAL AND BEYOND (Antonio Cassese ed., 1993) (B. ヴィルヘルム・アントニオ・カセセ著)『東京裁判とその歴史』(新曜社)一九九九年。

六年); TM MAGA, JUDGMENT AT TOKYO: THE JAPANESE WAR CRIMES TRIALS (2001). また、次の文献も参照。高柳賢二『東裁判と国際法』(有斐閣)一九四八年)。細谷千博・安藤仁介・大沼保昭編『東京裁判を問う』(講談社、一九八九年)。東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』(青木書店、一九八九年)。

(46) 山本・前掲注(三七)『国際刑事司法』一一三頁。

(47) 第二次世界大戦後に枢軸国に対して行われた裁判の特徴については、本稿で著者が用いた分類とは別に、様々な類型が存在するが、たとえば奥原は、以下の六点をあげる。すなわち、①平和に対する罪と人道に対する罪という新しい犯罪概念を戦争犯罪のカテゴリーに加えたこと、②国家行為を理由とした第三国からの裁判管轄権の免除を否定したこと、③国家行為として行った戦争犯罪の責任はこのような犯罪行為に関係した国家機関に属するとして、いわゆる個人責任の原則を明確にしたこと、④国家機関としての地位にあるものであってもその者が戦争犯罪について責任を有するときは、第三国からの裁判管轄権を免除されるとする特権を享受しないとされたこと、⑤上官命令にしたがつておこなわれた戦争犯罪であっても、そのことによって行為の違法性が阻却されないとしたこと、⑥特定の団体又は組織が裁判所によつて犯罪性あるものと宣言されたときは、このような団体又は組織の構成員を起訴できること、である。奥原・前掲注(三七)一一五一一一五二頁。

(48) 本稿の第二章を参照。

(49) 本稿の第二章を参照。

(50) もう少し、国家による組織的犯罪を、国家の国際法上の犯罪 (international crimes of state) として法典化し規律するいふ主張があつたのが、国家による国際犯罪の国際法上の位置付などについて、たとえば、次の文献を参照。

INTERNATIONAL CRIMES OF STATE (Joseph H. H. Weiler, Antonio Cassese and Marina Spinedi eds., 1989); ROSALYN HIGGINS, PROBLEMS & PROCESS 165-168 (1994) [hereinafter cited as HIGGINS]; 1 OPPENHEIM'S INTERNATIONAL LAW 533-536 (Robert Jennings & Arthur Watts eds., 9th ed. 1992) [hereinafter cited as OPPENHEIM (9th ed.)]. また、次の文献も参考。大森正仁「國家の国際犯罪と國際責任—國際法委員会の法典化作業を中心にして」(法学研究五九卷三号一一一六七頁)(一九八六年)。山本・前掲注(三七)『国際刑事司法』一五一一一頁。国連国際法委員会(UNC)の「国家責任に関する暫定条文草案 (Draft Articles on State Responsibility)」(一九八〇年)の一九条一項では、国家による国際犯罪の概念が、「国際

- 共同体の根本的利益の保護のためと不可欠であるが、その違反が国際共同体全体による犯罪と認めた際には、国家による国際犯罪として、侵略、力による植民地支配の確立・維持、奴隸・シハ・サイ・アバハ・マム、大気・海洋の大量汚染が例示された。Report of the International Law Commission to the General Assembly on the work of its Thirty-Second Session, U.N. Doc. A/35/10 (1980), reprinted in [1980] 2 Y. B. Int'l Comm'n, part two, at 32. (本稿で利用した条文草案の翻訳は、大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集』[1980年版]五九頁(有斐閣) 1980年)によった。その後、1998年1月に第一九条について再検討を行つた。Report of the International Law Commission to the General Assembly on the work of its Fiftieth Session, U.N. Doc. A/53/10 and Corr. 1 (1998), paras. 241-331. See Robert Rosenstock, *The Fiftieth Session of the International Law Commission*, 93 Am. J. INT'L L. 236 (1999). 三田岳山「国連国際法委員会第一〇四期の審議概要」国際法外交雑誌九七巻六号四八—七二頁(1999年)。
- (51) 本稿の第二章(二)及び三(二)を参照。
- (52) たゞえども、国際軍事裁判所を設置せられたるのではなく、ハシハベ代表の David Maxwell Fyfe は、国際の行為に対して個人の責任を追及するべきだよなーと主張した。ROBERT H. JACKSON, INTERNATIONAL CONFERENCE ON MILITARY TRIALS, DEPARTMENT OF STATE PUBLICATION No.3080, at 297 (1949) [hereinafter cited as JACKSON, CONFERENCE]. See also MINEAR, *supra* note 45, at 43. (マーリー・前掲注(四五)六二一六四頁)。
- (53) BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 267, 451. 足立・前掲注(一五)一九九頁。藤田・前掲注(一五)『新版 国際人道法〔増補〕』1100—1101頁。
- (54) ローレンス会議においてアメリカを代表し、後はニューヨーク裁判アメリカ主席検察官となるシャクン(ROBERT H. JACKSON)は、アメリカ合衆国大統領に提出した報告書の中で、國家元首の免除の原理と上官命令主義が結びつけて、責任を負ふ者が誰も立くなつたるゝことを指摘した。Robert H. Jackson, Report to the President of the United States, June 7, 1945 reprinted in ROBERT H. JACKSON, THE NIURNBERG CASE 8-9 (1947) [hereinafter cited as JACKSON, NIURNBERG].
- (55) Wright, *War Crimes under International Law*, 62 L. Q. REV. 40, 50-51 (1946). 横田幹一郎『戦争犯罪論』(有斐閣) 1

九四七年) 一一二—一〇〇頁。

(56) 22 TRIAL OF GERMAN MAJOR WAR CRIMINALS 447 (1950) [hereinafter cited as TRIAL]. たゞ、ナムバハルク裁判所条例六条と極東裁判所条例五条は、犯罪の共通の計画又は共同謀議の立案・実行に参加した指導者・組織者・教唆者・共犯者のすぐりが、当該犯罪の責任を負ふとした。

(57) たゞえば、JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 95-96. ジャンルの異なる罪の個人化については、清水正義「ジャッセンにおけるナチ犯罪处罚と『罪の個人化』」東京女子学館短期大学紀要一八号(一九九六年)101-116頁。ただし、国家の行為を個人に帰属させているわけではなく、個人が国家を通じて犯罪を行つたとして論理構成をとらせるのに注意する必要がある。それゆえ、いわゆる「国家の集團としての罪」を、個人に帰属せているわけではない。

(58) ナムバハルク裁判所条例七条。なお、極東裁判所条例六条では、「国家元首(天皇)」について、個人責任規定を設けなかつた。

(59) TRIAL, *supra* note 56, at 447.

(60) OPPENHEIM (7th ed.), *supra* note 13, at 572-574. 藤田・前掲注(1)五)『新編 国際人道法〔増補〕』1101-1101頁。上官責任といふ事は、次の文献も参照。 SHANOR & HOGUE, *supra* note 35, at 275-278; Ilias Bantekas, *The Contemporary Law of Superior Responsibility*, 93 AM. J. INT'L. L. 573 (1999).

(61) ナムバハルク裁判所条例八条。極東裁判所条例六条。

(62) TRIAL, *supra* note 56, at 448-449.

(63) 第二次世界大戦後の上官命令の抗弁に関する実行といふこと、たゞえば、次の文献を参照。 RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 121-123; OPPENHEIM (7th ed.), *supra* note 13, at 568-572. 上官命令の抗弁の絶対性を否定した例といふこと。

U. S. DEPARTMENT OF THE ARMY, FM27-10, THE LAW OF LAND WARFARE 182-183, para. 509 (1956) [hereinafter cited as FM].

(64) 藤田・前掲注(1)五)『新版 国際人道法〔増補〕』1101頁。これは対して、クヌート・イットヤー(Knut Ipsen)は、実定国際法上、特と和平に対する罪が個人責任として確立したなどと主張。黒谷ほか編・前掲注(1)五)112-113頁、四二二、四六、九二二一九四、三五六-三五七頁。

- (65) UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 443. 「*アーバン・ムーア、重大戦争犯罪人を裁判形態で処罰するための改訂案*」の題で、Aide-Mémoire from the United Kingdom, April 23, 1945, reprinted in JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 18-20.
- (66) 稲葉注（〔1〕）を参照。
- (67) Sheldon Gueck, *By What Tribunal Shall War Offenders be tried?* 56 HARV. L. REV. 1059 (1943); WOETZEL, *supra* note 42, at 41-42.
- (68) Gueck, *supra* note 67, at 1060-1063; WOETZEL, *supra* note 42, at 42.
- (69) Gueck, *supra* note 67, at 1063-1074.
- (70) Gueck, *supra* note 67, at 1074-1077; WOETZEL, *supra* note 42, at 42.
- (71) Gueck, *supra* note 67, at 1078-1089. 戰争犯罪人處罰のための国際法院と認めたメモリ案に対する 1945年〔1月〕八田付セマヨウのチャトーハダツの申し「国際軍事法院 (International Military Tribunal)」を「連合国軍事法院 (Inter-Allied)」と変更するも求められた記述がある。British Memorandum of May 28, 1945, *reprinted* in JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 39-40.
- (72) たしかに、一大四三年のチャトーハダツは、特定の地理的制限を有する犯罪と、特定の時間的制限を有する犯罪とは区別し、前者については該地域の裁判所が、後者については連合国共同決定によるものが定められた。また、一九四四年に連合国戦争犯罪委員会は、占領軍の司令官の権限や設置やある連合国軍事法院 (inter-allied or mixed court or tribunal) による条約に基づく連合国戦争犯罪法廷案 (United Nations War Crimes Court or Tribunal) の両案を提出した。Schweib, *supra* note 39, at 372-373.
- (73) UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 454-475. 東京裁判 \rightarrow ハムタク編集委員会・前掲注 (日中一ノ一ノハムタク編集委員会・前掲注)、竹前米治・中村謙蔵編修 (竹前米治解説・竹前米治・今泉眞理訳)『U.N.W.C.日本占領史序説』一九頁 (日本図書ヤノタ一、一九九六年)。
- (74) 高野雄一「第一次世界大戦の占領・管理―日本の場合を中心として―」国際法学会編『国際法講座 第III卷』 1150頁 (有斐閣) 一九五四年)。

- (75) 小堀桂一郎編『東京裁判日本の弁論』――三六頁（講談社、一九九五年）。小長谷・前掲注（三七）三九頁。
- (76) 極東裁判所を設立した「連合国軍最高司令官特別宣誓」の中、「連合国軍最高司令官が裁判所を設置する根拠の一」に「降伏文書によつて、日本国家を統治する天皇及び日本政府の権限は、……連合国軍最高司令官に從属せらるること（is made subject to）」とある。¹⁰⁸ Special Proclamation, Establishment of an International Military Tribunal for the Far East, January 19, 1946.『戦争犯罪裁判関係法令集 第一卷』・前掲注（三九）三九頁。
- (77) リガヘンバハク裁判所条例二九条。極東裁判所条例一七条。
- (78) リガルハベルク裁判所条例二六条。たとえば極東裁判については、極東裁判所による判決の後、一部の被告によつて、アメリカ連邦最高裁判所へ人身保護令（habeas corpus）を求める請願が提出された。裁判所は、マッカーサー元帥が連合国機関として設立した裁判所はアメリカの裁判所ではなく、したがつてアメリカ連邦最高裁判所は国際軍事裁判所が日本人被告に対する一連の決定を審理する権限を有しないとした。Hirota v. MacArthur, 338 U.S. 197 (1948).
- (79) Military Government, Germany, Supreme Commander's Area of Control: Ordinance No.2, on Military Government Courts, *reprinted in DOCUMENTS*, *supra* note 39, at 11-13. See also UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 461-467.
- (80) Control Council Law No.10: Punishment of Persons Guilty of War Crimes, Crimes against Peace and against Humanity, December 20, 1945, *reprinted in DOCUMENTS*, *supra* note 39, at 97-101.
- (81) だいぶやば、ギートハム、ナローバローブキア、ソ連、オランダ、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ルクセンブルク、ギルギー、ヒーリング、イタリア、ホーネック。これらの裁判については、たとえば、次の文献を参照。
- UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 469-474.
- (82) 戦争犯の裁判は、アメリカ、チャーチスの裁判では軍事委員会、イギリス、オーストラリア、フランスでは軍事裁判所、中華民国では審判戰犯軍事法庭で行われた。各国毎の裁判については、たとえば、次の文献を参照。UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 467-469, 474. 東京裁判ハーベック編集委員会・前掲注（四五）七八一八六頁。竹前米治・中村謙英監修（小畠信子・永井均 解説・訳）『B級戦争犯罪裁判』（日本図書センター、一九九六年）。

- (83) たとえば、連合国最高司令官総司令部「戦争犯罪被告人裁判規程」五項^h。また、Flick v. Johnson, 174 F.2d 983 (1949) (No.9883). ただし、アメリカ合衆国の主権が及ぶ範囲でなされた行為であり、且つ、合衆国の軍事委員会が行った裁判に対して、合衆国の通常裁判所は、人身保護令状 (habeas corpus) を発する権限を有する。田中英夫『英米法総論』下』五七三頁（東京大学出版会、一九八〇年）。
- (84) OPPENHEIM (7th ed.), *supra* note 13, at 579-581. 小長谷・前掲注（三七）三八頁。
- (85) 第二次世界大戦後に枢軸国に対して行われた占領は、戦闘中の一時的な軍事占領とは異なる平時占領であつたが、平和条約が締結されるまでは法上の戦争状態は継続したと考えられる。安藤仁介「占領」国際法学会編『国際関係法辞典』五〇二一五〇三頁（三省堂、一九九五年）。たとえば、アメリカ陸軍によつてマニラで行われた裁判に対して、アメリカ連邦最高裁判所に人身保護令状の発給等を求めた山下事件において、同裁判所は次のように述べた。「少なくとも条約又は政府の政治的部門の宣言によつて平和が公式に確認されるまでは、停戦になされた戦争法の違反を裁く」と目的として、敵対行為が終了した後に軍事委員会を召集する権限が存在しないと言ふことはできない。実際、もしそののような権限が停戦と同時に消滅すると考えられるのであれば、戦争法に基づく軍事裁判制度の実際の運用は、ほとんどの場合において上手く機能しないこととなる。停戦後においてのみ、より多くの犯罪人と主要な犯罪人を逮捕し、裁判に付することで可能となる。」*In re Yamashita*, 327 U.S. 1, 12 (1945).
- (86) 前掲注（四三）、（七九）、（八〇）、（八一）を参照。これに対してイプセンは、国際軍事裁判所が、占領国又は抑留国の国家管轄権に基づく共同の軍法会議ではなく、国際裁判所であるとする。細谷ほか編・前掲注（四五）七五頁。
- (87) ニュルンベルク裁判所は、歐州枢軸諸国の重大戦争犯（Major War Criminals of the European Axis）を裁くものとされた。ニュルンベルク裁判所条例一条六条。これに対して、極東裁判所条例は、「極東における重大戦争犯（Major War Criminals of the Far East）」（極東裁判所条例一条）や「極東戦争犯（War Criminals of the Far East）」（同五条）とのみ定められたが、起訴状では日本人のみを対象とした。MINEAR, *supra* note 45, at 93-94. （マイニア・前掲注（四五）一一六頁）。また、アジア・太平洋地域で日本人として裁かれた戦争犯罪人の中には、日本の植民地出身者で、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を失つた者もいた。東京裁判ハンドブック編集委員会・前掲注（四五）一〇二頁。
- (88) ニュルンベルク裁判所条例二条。極東裁判所条例二条。東京裁判ハンドブック編集委員会・前掲注（四五）九二頁。

(89) 「いのちに司令官による審査のみを認め、通常裁判所への上訴を原則として認めない」とは、軍事裁判の特徴でもある。

⑨。 SHANOR & HOGUE, *supra* note 35, at 179. 東京裁判ハンドブック編集委員会 前掲注 (四五) 九五頁。

(90) これに対して、第二次世界大戦以前では、交戦国による処罰は、その国の安全と利益の観点からのみなされたため、休戦時や平和回復時には、抑留中の戦争犯罪人でも通常処罰されなかつた。藤田久一「犯罪の國際化と國際法」國際問題四五〇号一〇頁（一九九七年）。藤田・前掲注（一五）『新版 國際人道法「増補』』一九七頁。

(91) 下ト康雄「戦争の終了・平和条約」國際法学会編『國際法講座 第三卷』二二八頁（有斐閣、一九五四年）。

(92) 一九四五年一月二二日のアメリカ政府の覚書によれば、問題となる犯罪行為は少くとも一九三三年まで遡るとしていた。 Memorandum to President Roosevelt from the Secretaries of State and War and the Attorney General, January 22, 1945, reprinted in JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 4-5. 人道に対する罪のリハルハルク裁判所の時間的管轄に関する、同裁判所条例六条(c)項は、「戦前若しくは戦中 (before or during the war)」に行われた犯罪と規定していたが、同時に「本裁判所の管轄権に属するいざれかの犯罪の遂行として、又は、これに関連して」なされる犯罪と限定されていた。 TRIAL, *supra* note 56, at 468. 奥原・前掲注（三七）二六〇—二六一頁。清水正義「國際軍事裁判所憲章第六条C項『人道に対する罪』に対する覚書」東京女学館短期大学紀要一四号九〇—九二頁（一九九一年）。ただし、実際の裁判では、(1)一九三九年九月一日の戦争開始以前に平和に対する罪と関連して行われた行為のほか、(2)問題となる非人道の行為が戦争開始以前に行われたため、本来であれば戦争犯罪を構成していないはずの場合ですら、この戦争との関連が裁判所によって推定され、人道に対する罪とされた。藤田・前掲注（三七）『戦争犯罪とは何か』一一四頁。これに対して、極東裁判所条例五条(h)項も同様の規定ぶりであったが、一九二八年から一九四五年にいたる日本の侵略行動を対象とした。『極東国際軍事裁判速記録 第一〇巻』五八七頁（雄松堂、一九六八年）。ペル (Judge Radhabinod Pal) 裁判官は、極東裁判所の時間的管轄権の及ぶ範囲が、一九四五年九月二日の日本の降伏をもつて終了した敵対行為及びそれに関連して犯された犯罪に限ることで、一九三七年七月の蘆溝橋事件以降の敵対行為とする反対意見を書いた。東京裁判研究会編『共同研究ペル判決書(下)』五〇五一五—九頁（講談社、一九八四年）。ちなみに、アメリカのBC級裁判では、犯罪が行われた期間は、一九三一年九月一八日の奉天事件、あるいは事件の直前かいつられた。竹前ほか・前掲注（八一）『BC級戦争犯罪裁判』五一頁。

- (93) 一九四五年四月二三日イギリスの覚書は、侵略戦争が「通常の意昧における戦争犯罪でない」ことが判明した。Aide-Memoire from the United Kingdom, April 23, 1945, reprinted in JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 19. 極東軍事裁判所のペル裁判官は、連合国による枢軸国戦争犯罪に対する裁判が、戦勝国による権利な国際法の付随的でないものとして批判した。東京裁判研究会編『共同研究ペル判決書（上）』一八〇—二〇三頁（講談社、一九八四年）。これに反して、リヨル・ペルク裁判と極東裁判の法的貢献について、カッヤーゼは、「法は不正より生れる（ex iniuria jus oritur）」とする論を引用している。ROLING, *supra* note 45, at 90. （ノーランク＆カッヤーゼ・前掲注（日本）一五七頁。）
- (94) リヨル・ペルク裁判所条例六条（c）項は、「一般住民（civilian population）」を対象とした人道に対する罪を定めるが、この一般住民には自国民も含まれるといわれた。UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 193. 藤田・前掲注（三七）『戦争犯罪とは何か』一一一頁。これに反して、極東軍事裁判所条例には、臣民を含む一般住民を対象とした人道に対する罪の規定は存在せず、日本領土内にいる日本国民に対する犯罪を理由に起訴されねばならぬとなつた。藤田・前掲注（三七）『戦争犯罪とは何か』一一一頁。
- (95) たとえば、日本の戦争罪人の処罰は、アメリカ政府による日本の非軍事化政策の一環であつた。降伏後は於ケル米國へ初期ハ内田方針（一九四五年九月二二日）（細谷千博・有賀貢・石井修・佐々木卓也編『日米關係資料集 一九四五年九月二二日』一一一頁（東京大学出版会、一九九九年））に収録）。
- (96) シュマヘリヒトは、云々の言詞を参照。Declaration regarding the defeat of Germany and the assumption of supreme authority with respect to Germany by the governments of the United Kingdom, the United States, the USSR, and the provisional government of the French Republic, June 5, 1945, reprinted in DOCUMENTS, *supra* note 39, 29-35; Control Council Proclamation No.1: Establishment of the Control Council, August 30, 1945, reprinted in DOCUMENTS, *supra* note 39, at 58-59; Control Council Proclamation No.2: Certain Additional Requirements imposed on Germany, September 20, 1945, reprinted in DOCUMENTS, *supra* note 39, at 68-81. 田本ヨウトは、次の文書を参照。Authority of General MacArthur as Supreme Commander for the Allied Powers, September 6, 1945.（細谷千博編・前掲注（九五）一一一頁）に収録）。竹前栄治・中井謙英編纂（高野和基解説・訳）『占領管理の体制』一一五頁（日本国

書センター、一九九六年)。

(97) TRIAL, *supra* note 56, at 443-444.

(98) いのうに国家による組織的犯罪の处罚は国际裁判所又は联合国の国内裁判所によつて开始されたが、次第に旧枢軸国の国内裁判所に引き継がれるようになつた。たとえば、ドイツについては、前述のCCL-1〇の三条一項(d)は、ドイツの市民、国民若しくは無国籍者に對して、ドイツの市民若しくは国民が行つた犯罪について、占領当局の授權があれば、ドイツ国内裁判所が裁けることとなつてゐた。それゆえ、同規定に基づき、一九四六年にイギリス軍政府、一九五〇年にはソ連及びフランスの当局は、ドイツ当局に對して裁判権を授權した。また、アメリカは、個々の事例毎にドイツ当局に對して裁判権を授權した。清水・前掲注(九二)九六頁。このようにドイツでは、これらの裁判の多くは、ドイツ国内裁判へと引き継がれたのであり、その結果、戦後、これらの枢軸国で行われた犯罪は、国际法上の犯罪ではなく、国内法上の刑法犯罪として扱われるようになつてゐる。細谷ほか編・前掲注(四五)三五六、三五八—三五九頁。なお、一九五一年にイギリス及びフランスは、占領の解除とドイツの主権回復に伴い、ドイツへの授權を撤回した。これに對して、日本は、サンフランシスコ講和条約第一條に基づいて国际裁判を受諾し、战争犯罪人の刑を引き続き執行することを約束した。東京裁判ハンドブック編集委員会・前掲注(四五)一三七—一三八頁。

(99) 国際法による国内法の補足と補完の関係については、本稿の第四章三を参照。

(100) 本稿の第二章三を参照。

(101) もつとも、個人が国际法ではなく国内法に従うようになつてゐるのは、相互主義の直接的帰結ではなく、国际法が間接執行されることとの帰結である。

(102) 前掲注(三九)を参照。

(103) TUSA, *supra* note 42, at 28.

(104) 前掲注(四〇)を参照。

(105) ニュルンベルク裁判所条例六条(a)項。極東裁判所条例五条(i)項。ただし、極東裁判所条例では、「宣戰を布告せらるゝ又は布告せらるゝ」へい文言が「侵略戦争」の冒頭に加えられた。平和に対する罪については、大沼保昭『战争責任論序説』「平和に対する罪」の形成過程におけるイデオロギー性と拘束性』(東京大学出版会、一九七五年)を参照。

- (106) リチャード・ベルグ裁判所条例六条(c) 項(ただし、同条項について、英文・仏文と露文との間には相違があつたため、一九四五年一〇月六日のベルリン議定書で露文が正し)とされ、「本裁判所の管轄に属する」ずれかの犯罪の遂行として、又は、いわば闇連いで」が、「犯事」だけではなく、六条(c) 項全体にかかる」となつた。Protocol Rectifying Discrepancy in Text of Charter, October 6, 1945,『戦争犯罪裁判関係法令集 第一巻』・前掲注(三)九三三—三四四回)。
- (107) 極東裁判所条例五条(b) 項。ただし、極東裁判所条例では、「すべての一般住民に対する」と「宗教的理由」による字句が削除された。平和に対する罪については、以下文献を参照。Egon Schwelb, *Crimes against Humanity*, 23 BRIT. Y. B. INT'L L. 178 (1946); BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36.
- (108) イギリスとフランスが対ドイツ戦を開始したのは一九三九年九月であるが、対日本戦は一九四一年一一月である。これが対して、ソ連が、対ドイツ戦に参加したのは一九四一年六月であり、対日本戦は一九四五八年八月であった。また、アメリカが、対ドイツ戦と日本戦に参加したのは一九四一年一一月であった。
- (109) アメリカは、一九三九年一一月中立法を改正して、交戦国への武器輸出禁止を撤廃した。一九四〇年九月には、イギリスと行政協定を結び、英領カリブ海諸島の軍事基地を借用するかわりに、駆逐艦五〇隻をイギリスに提供した。やがて、一九四一年三月には、武器貸与法を成立させ、連合国に武器などを供給するようになった。
- (110) JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 383-384.
- (111) JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 298, 327.
- (112) JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 330.ただし、裁判所の権限が、歐州枢軸諸国の重大戦争犯罪人の処罰に限定されだるゝので(リチャード・ベルグ裁判所条例一条、六条)、ソ連の意図は実現されたといつてよからぬ。
- (113) たとえば、フランスは、ナチスのユダヤ人に対する計画でさえも他の諸国に対する明らかな侵略を含むものではなく、そのため、同計画が純粹に国内問題として主張でありますとした。JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 361.
- (114) たとえば、アメリカは、枢軸国によって枢軸国国民に対して行われる非人道的行為は、それだけでは国内問題であると主張した。JACKSON, CONFERENCE, *supra* note 52, at 332-333.
- (115) 前掲注(九)を参照。
- (116) 前掲注(八〇)を参照。

- (116) Schwebel, *supra* note 106, at 218. 藤田・前掲注（三三七）『戦争犯罪とは何か』一一八—一〇〇頁。
- (117) ヤーゲン・ヘー（Hans J. Morgenthau）が、インター・ナショナルな倫理と國家の道義的要求とが対立するとも、個人は、國家の名において行わなければならない自らの行為の重大性と國家が個人にかける道義的圧力の圧倒的な強さとに直面するため、個人がいわゆる要求を退けるためには、超人的な道義的強靭さが要求されるとする。 HANS JOACHIM MORGENTHAU, POLITICS AMONG NATIONS 252 (5th ed. 1973). (モーゲン・（現代平和研究会訳）『国際政治』）六九頁（福音出版、一九九八年）。
- (118) 本稿の第三章（一）を参照。
- (119) CASSSE, *supra* note 9, at 131-132. (カッセ・ヤーゼ・前掲注（九）一一九—一〇〇頁)。この限りにおいて、個人を規律する國際法は、東洋国内法に対する判断の基準となる自然法や道徳を実定法化したものとみなして得る。
- (120) TRIAL, *supra* note 56, at 447.
- (121) たとえば、一九四四年九月一五日付のアメリカ陸軍省の内部文書「歐州戦争犯罪人裁判」には次の記述がある。「[極軸国の犯罪人の処罰に関する]代替案として、極軸国の繼承政府に対し、当該諸国の国内法過程を利用して犯罪人を処罰するよりに圧力をかけることが提案されている。仮に全ての繼承政府にそのように行なう意図があり、且つ、幾つかの国内法体系の下やそのように行なうことが可能となるとしても、全ての政府が本来求められる程度にまで、精力的且つ効率的に[処罰を]行なうとは考えられない。」 Trial of European War Criminals, September 15, 1944, *reprinted in* SMITH, *supra* note 42, at 33-37.
- (122) しかし、①極軸国の国民のみが裁かれ、連合国の中では裁かれていたこと、②各国际裁判・国内裁判で適用される法の内容が異なること、以上の理由から、実際には純一性・一貫性に欠けたと言える。
- (123) JACKSON NURNBERG, *supra* note 54, at 34.
- (124) オルビ、連合国は、第三国（中立国）に対する、いわゆる極軸国の戦争犯罪人に庇護を与えたように要求した。 UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, *supra* note 39, at 427-434; KOCHAVI, *supra* note 42, at 172-200.
- (125) 日本・前掲注（三三七）『国際戦争法』一一〇頁。
- (126) たとえば、一九五〇年に、レーニン、リョルンベルグ裁判所条例及び判決によって承認された国際法の諸原則を定式化

- (127) (ナウルスハクセキスム原論)。Principles of International Law Recognized in the Charter of the Nuremberg Tribunal and in the Judgment of the Tribunal, July 29, 1950, U.N. GAOR, 5th Sess., Supp. No.12, U.N. Doc. A/1316 (1950), paras. 95-121 *reprinted in* 44 AM. J. INT'L L. 125-134 (1950) (Supp.); INTERNATIONAL CRIMINAL LAW 501-502 (Christine Van den Wyngaert & Guy Stessens (assistant editors, 1996). もと「一九四九年」が「人類の争いの終結へお任され
たる犯罪 (Offences)」と「戦争の法典案 (云々)」、犯罪の法典案 (一九五四年)」を抜きつた。Draft Code of Offences against the Peace and Security of Mankind, June 3, 1954, U.N. GAOR, 9th Sess., Supp. No.9, U.N. Doc. A/2693 (1954), paras. 41-54 *reprinted in* 49 AM. J. INT'L L. 17-23 (1955) (Supp.). もとも「冷戦終結後の一九九九年」は
「人類の平和と安全に対する罪 (Crimes)」と「罪の法典案 (一九九九年)」を完成させた。Draft Code of Crimes against the Peace and Security of Mankind, [1996] 2 Y. B. Int'l Comm'n 15-56, U.N. Doc. A/CN. 4/SER. A/1996/Add. 1 (Part. 2) *reprinted in* RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 336-340. 犯罪に対する規制化の趣旨よりトダセ、次の文書を参照。BASSIOUNI, A. DRAFT INTERNATIONAL CRIMINAL CODE AND DRAFT STATUTE FOR AN INTERNATIONAL CRIMINAL TRIBUNAL 3-11 (1987) [hereinafter cited as BASSIOUNI, DRAFT]. 略原 前掲注 (117) 11セカンド-111
110頁。小長谷・前掲注 (117) 5回一六六頁。
- (128) たゞやせば「集団殺害罪の防止及の処罰に関する条約 (云々、シエハサイム条約)」(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, December 9, 1948) の因縁は 同条約に定められた犯罪が、私人による行なわれぬばかりか、憲法上の責任ある統治者や公務員による行われ得ることを示唆してしむ。また、一九六八年の「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する専ら不適用は認められね (云々、時効不適用条約)」(Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity, November 26, 1968) の11条は「戦争犯罪又は人道に対する罪が行われた場合」の条約の規定が、①その犯行に参加し、他の者を直接教唆し、もしくはその犯罪を共謀する「国家当時の代表」(および個人) が、②それがひの犯行を許容する「国家当時の代表」などとして適用されるとしている。時効不適用条約については、後掲注 (168) を参照。
- (129) 個人責任について規定した文書としては、たとえば、次の文書を参照。リヨンハムルク原則一条。犯罪の法典案 (一九五四年) 一条。罪の法典案 (一九九六年) 11条。旧ヨーロッパ連合国際裁判所規程七条。International Criminal Tribunal

- for the Former Yugoslavia, S.C. Res. 827 (1993), May 25, 1993, *reprinted in* 32 INT'L LEGAL MATERIALS 1192 (text statue), 203 (text resolution) (1993). ～△～「国際裁判所規程六条。 International Tribunal for Rwanda, S.C. Res. 955 (1994), November 8, 1994, *reprinted in* 33 INT'L LEGAL MATERIALS 1598 (1994). 国際刑事裁判所規程」[註6]。
- (23) 上恒責任として規定した文書として、「たゞべき」次の文書を参照。「十五回四十九年八月十一日〔シハメー〕の調査報告書「国際紛争の犠牲者の保護に関する議定書」(Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, December 12, 1977) ～六条1項。且ハ一「ナカニ」国際裁判所規程七条1項。スハ「ナカニ」国際裁判所規程六条1項。罪の犯典案(一九九六年)六条。国際刑事裁判所規程二八条。然だ、上恒責任として、前掲注(Ｋ〇)を参照。
- (130) 「たゞべき」[シハメー]ハ「ハグ原則」[シハメー]「シハメー」チャイム条約四条。時効不適用条約二条。且ハ一「ナカニ」国際裁判所規程十七条。
- (131) 「たゞべき」ホーメートコトとして、「Act to provide for the Trial and Punishment of War Criminals (War Crimes Act), 1945; Act to amend the War Crimes Act 1945 (War Crimes Amendment Act), 1988」トメニカシヒヤビツ「War Crimes Act of 1996, 18 U.S.C.A. §241 (1996). 「ハヌー」ヨリ「シヤビツ」Law of June 16, 1993 as amended by the Law of February 10, 1999 concerning the punishment of serious violations of international humanitarian law. カナニ「シヤビツ」War Crimes Act, 1946, S.C. 1946, c.73; Geneva Convention Act, R.S.C. 1985, ch. G-3; Act to amend the Criminal Code, the Immigration Act, 1976 and the Citizenship Act, S.C. 1987, ch. 37. ハルハクシヒヤビツ「Law No. 64-1326, Journal Officiel de la République Française [J.O.] Dec. 29, 1964; Law of July 22, 1992 [CODE PÉNAL], arts. 211-1, 212-1, 212-2, 212-3. ～ハニクシヒヤビツ「Act to Enable Effect to Be Given to Certain International Conventions Done at Geneva on the Twelfth Day of August, Nineteen Hundred and Forty-nine, and for Purposes Connected Therewith (Geneva Convention Act), 1957, 5 & 6 Eliz. 2, ch. 52; Act to Give Effect to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Genocide Act), 1969, ch. 12; Act to Confer Jurisdiction on United Kingdom Courts in Respect of Certain Grave Violations of the Laws and Customs of War Committed in German-held Territory During the Second World War and for Connected Purposes (War Crimes Act), 1991, ch. 13. ～

スル・ハ・スル・カ・ム・ゼ' Nazis and Nazi Collaborators' (Punishment) Act, 1950, reprinted in 1950-51 Y. B. ON HUM. RTS.

163-165.

(132) 藤田・前掲注（一五）『歴史 国際人道法〔標榜〕』一〇〇頁。日本・前掲注（三三七）『国際刑事法』一一九一—一〇〇頁。川口一三五七頁。藤田・前掲注（三三七）『戦争犯罪と法廷』一八一—一八九頁。第三次世界大戦後における国内裁判所による国際犯罪への対応の例として、たゞ一例として、云々に本節を参照。RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 146-158; BEIGBEDER, *supra* note 24, at 125-136; BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 543-546; THE LAW OF WAR CRIMES: NATIONAL AND INTERNATIONAL APPROACHES (Timothy L. H. McCormack & Gerry J. Simpson eds., 1997) [hereinafter cited as McCormack & Simpson]; 3 INTERNATIONAL CRIMINAL LAW, ENFORCEMENT 217-391 (M. Cherif Bassiouni ed., 2nd ed. 1999) [hereinafter cited as ENFORCEMENT]; THE PINOCHET CASE, A LEGAL AND CONSTITUTIONAL ANALYSIS (Diana Woodhouse ed., 2000).

(133) 前掲注（一三二）を参照。ハ・スル・カ・ム・ゼ' 原則四条。

(134) 上官命令が閣僚や各国の制度の一般的の傾向ではなくて、次の文献を参照。L. C. GREEN, SUPERIOR ORDERS IN NATIONAL AND INTERNATIONAL LAW (1976). 史立・前掲注（一五）一九八一〇〇頁。たゞ一例として、ベラクの軍事提要における上官命令に関する記述の歴史的変遷について、DONALD A. WELLS, THE LAWS OF LAND WARFARE 115-125 (1992) を参照。

(135) 一九四八年のハ・スル・カ・ム・ゼ' 諸条約、一九四九年のハ・スル・カ・ム・ゼ' 違法な上官命令に関する規定を設けた提案がなされたが実現しなかった。CASSESE, *supra* note 9, at 142-146 (カッセセ・前掲注（九）一四六一一五〇頁); BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 477-480. いふに對して、定式化が実現した例としては、云々の文書をあげる。ハ・スル・カ・ム・ゼ' 国際裁判所規程七条四項。ル・カ・ム・ゼ' 国際裁判所規程三条四項。罪の法典案（一九九六年）五条。国際刑事裁判所規程三三条。

(136) ただし、統治行為論（政治問題）については、本稿の第五章一節に検討したため、本節の検討対象から除外する。

(137) 国内法秩序における国際法的地位については、一般によく知られる文献を参照。IAN BROWNLIE, PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW 41-56 (5th ed. 1998) [hereinafter cited as BROWNLIE, PRINCIPLES]; 1 OPPENHEIM (9th ed.), *supra* note

- (50) at 54-81. また、次の文献も参照。高野雄一『憲法と条約』(東京大学出版会、一九六〇年)。田畠茂二郎『国際法新講』上』五七一六一頁(東信堂、一九九〇年)。山本草一『国際法【新版】』九一一一一页(有斐閣、一九九四年)。
- (138) 一般的編入は、包括的受容又は一般的受容ともいふ。一般的の編入方式とは、締結・批准された条約や確立した慣習法が、直ちに国内法上効力を持つことを、国内憲法規定又は憲法慣行が認めている方式をいう。慣習法については、多くの国が一般的の編入方式を採用している。また、条約について一般的の編入方式を採用している国は、たとえば、日本国憲法九八条二項。アメリカ合衆国憲法六条二項。一九五八年のフランス第五共和国憲法五五条。また、「ドイツ連邦共和国基本法二五一条は、「国際法の一般原則 (die allgemeinen Regeln)」が連邦法の構成部分であるとする。
- (139) 変型方式とは、締結・批准した条約が、同趣旨の国内法に変型されない限り国内法上効力を持たない方式をいふ。条約について変型方式を採用する国は、たとえば、イギリス、カナダ、オーストラリア。ただし変型方式をとる国であっても、歐州連合法の場合は、直接適用される。
- (140) 国際法の国内法上の効力順位については、たとえば、以下の文献を参照。田畠・前掲注(137)五九一六一頁。山本・前掲注(137)『国際法【新版】』一〇九一一一頁。
- (141) Anthony D'Amato, *National Prosecution For International Crimes in ENFORCEMENT*, *supra* note 132, at 218-221.
- (142) 条約の自動執行性に関する議論、たとえば、次の文献を参照。Jordan J. Paust, *Self-Executing Treaties*, 82 AM. J. INT'L. L. 760 (1988); Thomas Buergenthal, *Self-executing and Non-self-executing Treaties in International Law*, 235 RECUEILS DES COURS 303-400 (1992-IV); Carlos Manuel Vázquez, *The Four Doctrines of Self-Executing Treaties*, 89 AM. J. INT'L. L. 695 (1995). 和澤雄司「条約の国内適用可能性」(有斐閣、一九八五年)。小森光夫「条約の国内的効力と国内立法」(日本草一先生追憶記念『国家管轄権—国際法と国内法』)五四一一五四五頁(勵進書房、一九九八年)。
- (143) タルトトゥチャードヘン、Alien Tort Claims Act, 28 U.S.C. §1330.
- (144) John W. Bridge, *The Case for an International Court of Criminal Justice and Formulation of International Criminal Law*, 13 INT'L & COMP. L. Q. 1255, 1258-1260 (1964); Both, *supra* note 3, at 307-309; Krzysztof Drzewicki, *National legislation as a measure for implementation of international humanitarian law in IMPLEMENTATION OF INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW* 109 (Frits Kalshoven and Yves Sandoz eds., 1989).

(45)

村瀬信也「国内裁判所における慣習国際法の適用」山本草一先生誕辰記念『国際法と国内法—国際公益の展開』一四八頁（勵進書房、一九九一年）。小長谷・前掲注（三七）八八頁。たゞいえど、アメリカでは、連邦法と条約との間に矛盾があれば、後に効力を生じた方が優先される。田中・前掲注（八二）五〇二頁。

(46)

Bothe, *supra* note 3, at 302-303; CONFORTI, *supra* note 4, at 25-34. アメリカ国内裁判所での最近のこのような実行に対する批判として、Jordan J. Paust, *Suing Saddam: Private Remedies for War Crimes and Hostage-Taking*, 31 V.A.

(47)

J. INT'L. L. 351, 365-368 (1991). Drzewicki, *supra* note 144, at 112. たゞいえど、シナネーツ諸条約の加盟国による国内的措置が不十分であるたる、一九八六年にシナネーツで開催された第二五回の赤十字国際会議（International Conference of the Red Cross）は、この諸国が国内的措置を取るように促した。National measures to implement international humanitarian law, Resolution No. V of the 1986 Geneva International Conference of the Red Cross, reprinted in HANDBOOK OF THE INTERNATIONAL RED CROSS AND RED CRESCENT MOVEMENT 782 (13th ed. 1994). また、ハコハクダ、一九六四年シナネーツ諸条約を承継し、一九七五年シナネーツ条約に加入し、一九八四年「一九九〇年八月十一日」のシナネーツ諸条約に追加された国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（シナネーツ第一追加議定書）（Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, December 12, 1977）を加入了した。一九九六年までは必要な国内措置をとらねばならぬ。1 RWANDA, *supra* note 32, at 119, 328-330.

(48)

Christine Van den Wyngaert, *War Crimes, Genocide and Crimes Against Humanity—Are States Taking National Prosecutions Seriously?*, in ENFORCEMENT, *supra* note 132, at 230. たゞいえど、シナネーツ諸条約を国内で実施するためは立法された國々の多くは、普遍的管轄権を認めておらず、時間的制限を付けてある。前掲注（一三一）における各国の国内法を参照。

(49) たゞいえど、日本の国内裁判所は、戦争法違反行為により損害を受けた個人の国家に対する民事上の損害賠償請求権を戦後一貫して認めていなか。藤田久一・鈴木五十嵐・永野貴太郎編『戦争と個人の権利』一七一八頁（日本評論社、一九九年）。

- (150) L. F. Damrosch, *Application of Customary International Law by U. S. Domestic Tribunals*, 76 PROC. AM. SOCY INT'L L. 252-253 (1982); BROWNLEE, PRINCIPLES, *supra* note 137, at 56.
- (151) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 294; BROWNLEE, PRINCIPLES, *supra* note 137, at 56, n.144; YUJI IWASAWA, INTERNATIONAL LAW, HUMAN RIGHTS, AND JAPANESE LAW 292-306 (1998).
- (152) 田中・前掲注(147)『国際軍事法』三回大題。
- (153) リガ条約は抗弁を以て止むべきだ。憲法の内閣本部監視。 RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 19-22, 121-130; BASSOUI, CRIMES, *supra* note 36, at 123-176, 448-509; D'Amato, *supra* note 141, at 218-226; Wyngaert, *supra* note 148, at 229-238; A. Eser, "Defences" in *War Crime Trials in War Crimes in International Law* 251 (Yoram Dinstein & Malia Tabory eds., 1996). #6だ。次の文献を参照。足立・前掲注(149)「大戦争」「軍事」トメニカ国内法の論文も併せて参考されよう。 次の文献を参照。 SHANOR & HOGUE, *supra* note 35, at 207-210; MICHAEL J. DAVIDSON, A GUIDE TO MILITARY CRIMINAL LAW 111-127 (1999).
- (154) BASSOUI, CRIMES, *supra* note 36, at 123, 127-137. ハーバード、チャーチ連邦共和国基本法 1〇三〇条 1項 (溯及処罰の禁止)、1〇四〇条 1項 (法定手続の保障)。ハーバードの「人および市民の権利宣言」(一七八九年)七条(法定手続)、八条(罪刑法定主義)。アメリカ合衆国憲法一条九節三項(事後法の禁止)、1条 1〇節 1項(事後法の禁止)、第五修正(ハーバード)、プロセバ、第一回修正 1節(ハーバード)。日本国憲法三〇一条(罪刑法定主義)、三九条(事後法の禁止)、七三〇条六号(政令による罰則の制限)。#6、ルイ・ローランの犯罪を認める英米法系の適法主義(legality)の中に、大陸法的な意味での罪刑法定主義が存在するかについては議論がある。田中・前掲注(八三)五八〇一五八三頁。木下毅『アメリカ公法』三二九—三三二頁(有斐閣、一九九一年)。
- (155) たゞえば、世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights, December 10, 1948, G.A. Res. 217A (III)) 1—1条 1項(廃及処罰の禁止)。「捕虜の待遇に関する一九四九年八月十二日合意条約(以下、第三条約)(Geneva Convention relative to the Treatment of Prisoners of War of August 12, 1949)九九条(廃及処罰の禁止)。「人権及び基本自由の保護のある条約(以下、歐州人権条約)」(Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, November 4, 1950)七条(法に基いてかなう処罰の禁止)。「市民的及び政治的権利に關する國際規

- 約(乙)「自由権規約」(International Covenant on Civil and Political Rights, December 16, 1966) 142条(溯及処罰の禁止)。第一追加議定書七五条四項(C) (溯及処罰の禁止)。第二追加議定書六条二項(C) (溯及処罰の禁止)。国際刑事裁判所規程二二条一項(溯及処罰の禁止)、二二二条二項(類推解釈の禁止)、二二三条(刑罰の法定)、二四一条(溯及処罰の禁止)。
- ただし、罪刑法定主義が国際法上の原則であるか否かについては議論がある。国際法上の罪刑法定主義については、次の文献を参照。BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 140-176.
- (156) 竹内昭夫・松尾浩也・塙野宏編集代表『新法律学辞典 第三版』五二四一五二五頁(有斐閣、一九八九年)。愛知正博「国際刑事裁判所規程の刑法總則の規定—刑法法の視点から—」国際法外交雑誌九八巻五号一四一一一四六頁(一九九九年)。前田朗『戦争犯罪論』一六一―九頁(青木書店、一〇〇〇年)。
- (157) 条約の中には、罪刑法定主義によって、犯行時成立してした法の一般原則の適用が妨げられないことはならない。不文のままでも处罚が許される旨を規定するものもある。たとえば、欧州人権条約七条二項。自由権規約一五条二項。
- (158) Gerry J. Simpson, *War Crimes: A Critical Introduction* in McCormack & Simpson, *supra* note 132, at 11-13. また、慣習国際法の規則が曖昧であるため、アメリカ国内裁判所によるその解釈・適用が司法的法形成にあたるとの批判がある。たゞ、次の文献を参照。Curtis A. Bradley & Jack L. Goldsmith, *Customary International Law as Federal Common Law: A Critique of the Modern Position*, 110 HARV. L. REV. 815 (1997). 横山真紀「慣習国際法の国内適用と司法的法形成—Modern Position」の再検証—中央大学大学院研究年報一九号六二頁(一〇〇〇年)。
- (159) 愛知・前掲注(一五六) 142頁。たゞ、前掲注(一四七)を参照。
- (160) BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 170-171. たゞ、人道に対する罪に対する罪刑法定主義の抗弁が国内法廷でなされたりしない。イスラエルの国内裁判所で行われたアイヒマン事件(Attorney General of Israel v. Adolf Eichmann, 36 INT'L. REP. 5 (Dist. Ct. Jerusalem 1961), *aff'd*, 36 INT'L. REP. 277 (Israel 1962))があれ。
- (161) BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 171-172. 小長谷・前掲注(一四七) 831—85頁。愛知・前掲注(一五六) 142—143頁。
- (162) Simpson, *supra* note 158, at 11-13.

- (163) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 121-123; BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 411-419; Eser, *supra* note 153, at 267-268. 足立・福岡社 (1) 119頁。
- (164) BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 412.
- (165) The Peleus Trial, (British Military Court for the Trial of War Criminals held at the War Crimes Court, Hamburg 1945) in 1 THE UNITED NATIONS WAR CRIMES COMMISSION, LAW REPORTS OF TRIALS OF WAR CRIMINALS 1, 8 (1947).
- (166) 足立・福岡社 (1) 119頁。
- (167) 1 RWANDA, *supra* note 32, at 280-281. たゞ、国際刑事裁判所規程1111条1項は、「人道に対する罪」を犯したる行為を含むべしとの違法性は、明由であるべからず。
- (168) 時効不適用条約(以下「本条」)の文献を参照。 Robert H. Miller, *The Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity*, 65 AM. J. INT'L. L. 476 (1971); BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 224-227. また、次の文献を参照。岡田泉「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用」『国際法辞典』(有斐閣)、(1995年)。筒井若水編集代表『国際法辞典』(1110頁)、「人道に対する罪及び戦争犯罪に対する時効不適用」(1998年)。このほか、時効不適用を定めた条約(以下「本条」)は、「人道に対する罪及び戦争犯罪に対する時効不適用」(1974年)や「国際刑事裁判所規程」(1998年)等である。Humanity and War Crimes, January 25, 1974)」や国際刑事裁判所規程1111条が成立。
- (169) 両該犯罪に対する時効不適用は、慣習法上の義務であるとは言えなかつ。 Wyngaert, *supra* note 148, at 233. しかし日本は時効不適用条約の当事国ではない。ただし、イギリスは謀殺について時効を廃止した。この紹介は、野村・前掲注(四一)九九一-一〇九頁を参照。
- (170) たゞ、本条は時効不適用条約が成立する以前からの人道に対する罪については時効にかかるべきものだ。 Law No. 64-1326, Journal Officiel de la République Française [J.O.] Dec. 29, 1964. わゆる、一九六四年11月1日から施行された新刑法典は、「人道に対する罪・重大な戦争犯罪」について時効にかかることとした。 CODE PENAL, art. 213-5.
- (171) Wyngaert, *supra* note 148, at 234.

- (172) 時効が問題となつた例として、たゞやが、トランクの国内裁判所で争ねられたベロー事件 (Fédération Nationale des Déportés et Internés Résistants et Patriotes and Others v. Klaus Barbie, 78 INT'L L. REP. 125 (Cour de Cassation, 1983; 1984, 1985)) 及びヒューリー事件 (Touvier, 100 INT'L L. REP. 338 (Cour d'appel de Paris 1992; Cour de Cassation 1992)) がある。これらは、トランクの事件より後次のや輪を経て。Axel Marschik, *European National Approaches to War Crimes in McCormack & Simpson, supra* note 132, at 82-87; Leila Sadat Wexler, *The Interpretation of the Nuremberg Principles by the French Court of Cassation: From Touvier to Barbie and Back Again*, 32 COLUM. J. TRANSNAT'L L. 289 (1994); Leila Sadat Wexler, *The French Experience in ENFORCEMENT*, *supra* note 132, at 273-300; Wyngaert, *supra* note 148, at 234-235. また、次の文献を参照。藤田・前掲注(117)『戦争犯罪とは何か』一八七一八八頁。藤村・前掲注(111)「長因一・長五眞」。
- (173) RATNER & ABRAMS, *supra* note 10, at 209. たゞやが、アメリカの拷問犠牲者保護法は、一〇年の時効を定める。
- (174) Torture Victim Protection Act of 1991, §2 (c).
- (175) BASSIOUNI, CRIMES, *supra* note 36, at 502-505; D'Amato, *supra* note 141, at 223.
- (176) D'Amato, *supra* note 141, at 223.
- (177) たゞやが、第一次世界大戦後に枢軸国国民のみが裁かれないが、日本は、連の裁判に対する信頼を失わせ、敗戦国民に国際法に対する不信の念を生じさせた。大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想』(第四版)一九二一九九七年、東信堂)。
- (178) ハロッカムの国際法の闘争は、たゞやが、次の文献を参照。 TERRORISM AND INTERNATIONAL LAW (Roslyn Higgins & Maurice Flory eds., 1997) [hereinafter cited as Higgins & Flory]; LYAL S. SUNGA, THE EMERGING SYSTEM OF INTERNATIONAL CRIMINAL LAW 191-226 (1997); M. Cherif Bassiouni, *International Terrorism* in I: INTERNATIONAL CRIMINAL LAW, CRIMES 765 (M. Cherif Bassiouni ed., 2nd ed. 1999). また、次の文献を参照。西井出弘「国際トロツキズム」国際法問題III-100頁(一九八六年)。日本条太「国際トロツキズム規制のための法的枠組み—国連において採択された最近の条約例一」(ヨリバム一九八七年)。小林宏晨「国際トロツキズムと法的対策」新防衛論集一五卷二号三四頁(一九八七年)。坂直史「国際トロツキズムとトランプ・ガバメント」外交時報一三四九号四頁(一

- 九九八年)。西井正弘「トロリズム」国際法学小編『国際関係法辞典』五六九一五七〇頁(三省堂、一九九五年)。筒井・前掲注(一六八)『国際法辞典』一四八頁。藤田・前掲注(一五)『新版 国際人道法「増補」』一一一—一一三頁。
- (178) GAVIN CAMERON, NUCLEAR TERRORISM (1999); Gideon Rose, *It Could Happen Here: Facing the New Terrorism*, 78 FOREIGN AFFAIRS 131 (1999). 加藤朗「冷戦後のテロ」東海大学平和戰略国際研究所編『トロリズム 变貌やテロへ人間の安全保障』四一—四〇頁(東海大学出版会、一九九八年)。
- (179) Convention for the Prevention and Punishment of Terrorism, November 16, 1937 *reprinted in 7 INTERNATIONAL LEGISLATION* 862-878 (Manley O. Hudson ed., 1941), 四条綱領の下に、西井・前掲注(一七七)「国懸トロリズム国際法」一〇一一頁及び小林・前掲注(一七六)三四一三七頁を参照。
- (180) ダコト行為とは、軽火器を用いた奇襲の方法で行われる、移動集団による戦闘方法をさへ。足立・前掲注(一五)四一五八。藤田・前掲注(一五)『新版 国際人道法「増補」』一一一—一一二頁。糟谷英之「ダコト」国際法学小編『国際関係法辞典』一〇八—一〇九頁(三省堂、一九九五年)。筒井・前掲注(一六八)『国際法辞典』八一頁。筒井若水『国際法』二二七—二四四頁(青林書院新社、一九八一年)。
- (181) 西井・前掲注(一七七)「国際トロリズムと国際法」一五一—一六頁。宮坂・前掲注(一七七)六一八頁。
- (182) 民族解放戦争について、第一追加議定書一条四項。ダコト行為については、第一追加議定書四四条三項。
- (183) たとえば、以下の条約を参照。「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」(Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, December 16, 1970)、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, September 23, 1971)、「国際的保護や救援のための条約(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び处罚に関する条約」(Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents, December 14, 1973)、「人質をふみ行為に関する国際条約」(International Convention against the Taking of Hostages, December 17, 1979)、第一追加議定書五一一条二項。まだ、冷戦下においては、トロリズムを民族解放戦争の合法的な手法へと主張したが、冷戦後、国連でのテロリストに対する絶対的非難は定着した。G.A. Res. 40/61 (1989); G.A. Res. 49/60 (1994)。
- (184) たとえば、いのちのための国家の地位の低下を示唆する新しい国際社会の状況の下に、シヤクター (Oscar

Schachter) は、①国家の權威に対するグローバル化した資本主義の影響力、②市民社会の反市民社会 (Civil and Uncivil Society) の役割の増大、③国家の分裂を引き起する党派主義 (Particularism) の再活性化、④国家の失敗・違法な統治・人民主権の表現された既存の国家統治に対する不信、を指摘してゐる。Oscar Schachter, *The Decline of the Nation-State and its Implication for International Law*, 36 COLUM. J. TRANSNAT'L L. 7 (1997).

(185) *Supplement to An Agenda for Peace*, para. 13, January 3, 1995, U.N. Doc. A/50/60-S/1995/1 (1995); Preparatory Document Drafted by the International Committee of the Red Cross for the First Periodical Meeting on International Humanitarian Law, Geneva, January 19-23, 1998 *reprinted in* MARCO SASSOLI & ANTONIE A. BOUVIER, *How Does LAW PROTECT IN WAR?* 482-491 (1999).

(186) たゞえば、ハコトば、一九九一年四月の段階で実効的に統治を行つてゐる中央政府が存在せず、軍閥が相対立する状況となつた。

(187) たゞえば、「国際連合憲章に従つた諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する問題 (友好関係原則宣言書)」ば、「すべての国は、他の国において内戦行為又はテロ行為を組織し、教唆し、援助し若くへばそれらに参加する」と、又せんののような行為を行ふことを目的とした自国の領域内における組織的活動を懲罰するといふ、前記の行為が武力による威嚇又は武力の行使を伴つ場合には慎む義務を有す」へつた。Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations, October 24, 1970, G.A. Res. 2625 (XXV).

(188) 本稿の第四章一及び第五章二(σ)を参照。

(189) Yves Daudet, *International action against State terrorism* in Higgins & Flory, *supra* note 177, at 201. 西井・前掲注

(190) 「国際トロニカムの国際法」11K-111頁。たゞ、國家トロニカムの国際法へば、そのせかども国家が直接トロニカムを犯す・実施する場合があるが、これは本稿の第五章二で論じた「国家による組織的犯罪」の相違である。たゞれば、トロニカムへば、一九八一年三月に発生したペキスタン航空のハイジャック事件の犯人を庇護したトロニカムが、オタワサミットの非難やめた。Ottawa Economic Summit Conference, *Statement on Terrorism*, para. 3, July 20, 1981, *reprinted in* 20 INT'L LEAGAL MATERIALS 956 (1981).

(191) McCormack & Simpson, *supra* note 132, at xxi.

(192) HIGGINS, *supra* note 50, at 69. たゞ、United States v. Humberto Alvarez-Machain, 504 U.S. 655 (1992). ただし、一九八九年未か翌年にかけた、アメリカによるペナマの武力干渉の事件では、麻薬取締り課からアメリカ国内法に違反したノリエガの拘束であった。United States v. Noriega, 746 F.Supp. 1506, 1511 (S.D. Fla. 1990). もとより、タイヒマン事件では、タイヒマンは、先のトランザクションからハイキルハス官憲とともに拉致され、イスラエルに連行された。

See Attorney General of Israel v. Adolf Eichmann, 36 ISRL L. REP. at 5, 12-13.

(193) 1 RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §432 Com. c, RN1-3; §433 Com. b (1987). 三本・前掲注(1)(イ)『国際刑事法』111—111頁。このもとで国際法と違反した拉致に対する批判として

ミ・M. Cherif Bassiouni, *International Extradition in American practice and World Public Order* in 2 A TREATISE ON INTERNATIONAL CRIMINAL LAW 347, 357-358 (M. Cherif Bassiouni & Wed P. Nanda eds., 1973) を参照。

(194) Greenwood, *International Law and the United States, Air Operation against Libya*, 89 W. VA. L. REV. 933 (1987); RICHARD J. ERICKSON, LEGITIMATE USE OF MILITARY FORCE AGAINST STATE SPONSORED INTERNATIONAL TERRORISM (1989).

井・前掲注(1)(イ)「国際ホローバーム(国際法)」11K—111頁。小林・前掲注(1)(イ) 11—111頁。宮内靖彦「国際テロ行為に対する報復爆撃の問題提起—国際法強制システム形成への胎動?—」国学院法學三八卷一号七五頁(1999)。

(195) たゞ、西ベルリンの「ハイペー」の爆破に対するリビア爆撃(一九八六年)、ブッシュ元大統領暗殺未遂に対するバグダッド爆撃(一九九三年)、ケニアとタンザニアの米国大使館爆破事件に対するアフガニスタン及びスー丹への爆撃(一九九八年)などがある。低強度紛争については、加藤朗『現代戦争論』(中央公論社、一九九三年)を参照。

(196) たゞ、爆撃などの実力行使については、次の文献を参照。山本・前掲注(1)(イ)『国際刑事法』513頁。宮内・前掲注(1)(イ) 11—117頁。

(197) Bridge, *supra* note 144, at 1258-1260.

(198) *Id.*, at 1256-1257.

(199) *Id.*, at 1257-1258.

- (200) *Id.*, at 1258–1260.
- (201) Bothe, *supra* note 3, at 307–310.
- (202) *Id.*, at 307–308.
- (203) *Id.*, at 308.
- (204) *Id.*, at 308–309.
- (205) *Id.*, at 309.
- (206) *Id.*, at 310.
- (207) CONFORTI, *supra* note 4, もう少し、 今ひとつやがて、 国際法を国内法で実施するいふの重複性を強調し、 その実施の障害の状態を指摘する。
- (208) *Id.*, at 14–17.
- (209) *Id.*, at 17–20.
- (210) *Id.*, at 20–24.
- (211) *Id.*, at 25–34.
- (212) *Id.*, at 34–40.
- (213) *Id.*, at 41–47.
- (214) BASSIOUNI, DRAFT, *supra* note 126, at 53.
- (215) ナルバッセー、 ローハルツ、 諸国政府が、 両派の心は交わぬ統制を失っていながらも、 指摘する。 PHILIP ALLOTT, EUNOMIA 292, para. 15.78 (1990).
- (216) ナルバッセー、 佐々木、 田嶋、 本稿の第二章図を参照。
- (217) ALLOTT, *supra* note 215, at 248, para. 13.105.
- (218) IMMANUEL KANT, ZUM EWIGEN FRIEDEN (1795), *reprinted in* IMMANUEL KANT, KLEINERE SCHRIFTEN ZUR GESCHICHTSPHILOSOPHIE ETHIK UND POLITIK 157 (Karl Vorländer ed., 1973). 田嶋裕介の翻訳は、 カル・ツィーリング(訳)『永遠平穏のため』八二一八八頁(筑波書店)一九八五年)によつたが、 一部省略だ。

(219) 完全な社会やある国家による個人の不完全性が補完されないと云ふことは、本稿の第三章一を参照。

(220) ALLOTT, *supra* note 215, at 185-186, para. 12.21. いのちの尊厳の陳腐化については、HANNA ARENDT, EICHMANN IN JERUSALEM, A REPORT ON THE BANALITY OF EVIL (revised and enlarged edition, 1965) (ハナ・アーレント (大久保和郎訳)『イエラムのトライヤー 悪の陳腐化』(みやか書房、一九六九年)) を参照。

おわりに—国際法と国内法の新しい関係としての補完性原理

(1) 個人を規律するための国際法は、国家の実効性に依存しつゝ、国内法を通じた間接執行という形態を長年にわたりとつてきた。それは、国際社会において国家が実力とその行使の正当性を独占し、また、国際社会での代表性を占有してきたという歴史的経験に裏打ちされた国家の完全性を根拠としていた。伝統的国際法の使命は、これら完全であると想定されていた国家社会を補足することにとどまり、個人の規律の観点からすれば純一性・一貫性に欠けるため、国際法は国内法と比較して二次的な法秩序であった。

しかしながら、今日では、国際社会で活動する個人に対する純一的・一貫的統制が求められるようになってしまった。本稿の議論を通じて明らかとなつたように、国内法を通じた個人の間接執行という伝統的国際法の方法は、その社会的要請に十分対応しておらず、むしろその限界を露呈している。

(2) いのちの尊厳の伝統的国際法の限界を克服するための要件は、国際法が純一性・一貫性を獲得できるか否かにある。

そのためには、これまでのように国家によって国際法の間接執行が行われる場合であっても、国際法を解釈する各国の国内裁判所は当該法規範を国際法として一貫して解釈適用するべきであり、その限りにおいて、国内裁判所

は、「仮に国際裁判所であればどのように判断するか」を常に考慮し、国際法上の問題と、三権分立・政治問題などの国内法上の限界とを明確に区別する必要がある。

やがて、個人を規律するための国際法は、新しい現実に対応するため、従来の国家による間接執行に加えて、国際社会自身による直接執行（direct enforcement）のための手続を持たねばならない。旧ユーゴスラビアやルワンダでの国際刑事裁判所の設置や常設的な国際刑事裁判所の設置などは、不完全な国内法秩序の補完を目的とした国際法の直接執行の試みとして位置付けることができる。さらに今日では、一国内において行われる政策的・組織的大規模人権侵害や国家の民主的な正統性が損なわれる場合に、国際社会の名の下に、武力行使を含む措置がとられる可能性も考えられるようになつた。⁽²²⁾これら的新しい動きの評価については、今後の実行の集積とその分析を待たねばならないが、このような新しい動向も、本稿で論じてきた間接執行の限界に対応せねばならない国際社会の必要から生じたものである。

(3) もっとも、たとえ国際裁判所が設置された場合であっても、容疑者の身柄拘束とその引渡し、政治的圧力など各との協力と国内法手続なくしては実効的に機能できないという限界が存在する。⁽²²⁾また、国際社会が積極的に関与したニュルンベルグ裁判及び極東裁判は、領域国家の主権に代替する国際社会による介入が可能であった特異な例外であり、今日の国際社会の状況とは異なるため、適用には限界があるとする指摘もある。⁽²³⁾

それゆえ、国際社会の現状では、力と正当性の独占という国家の完全性を維持しつつも、これと調和をする国際法秩序が求められているといえよう。そこでは、個人を規律する国際法の純一性・一貫性が確保された国際社会と、完全性を保持した下位社会としての国家諸社会が並存することとなり、両者の調整原理が必要となる。

(4) ここで注目されることは、完全な社会である国家に対する調整・制限原理として、「補完性原理（subsidi-

um, Principle of Subsidiarity, Principe de subsidiarité, Subsidiaritätspinzip)」が既に存在しており、一定の機能を果たすものである。⁽²²⁾ ハード補完性原理とは、ある単一の共同体が複数の下位共同体によって構成されている場合、上位の共同体が下位の構成共同体の問題に介入するのは、下位の共同体が自ら責任を負うことができない場合に限定されるという原理であり、本来は、完全な社会としての国家が下位団体に作用する際の権限配分とその限界一般に関する原理であった。今日では、同原理は、国家機能の調整・制限原理としてはかりか、国際社会と国家の自律性とを調整する原理としても主張され、⁽²³⁾ 実定国際法の中に既に導入されている。

(5) いのうな補完性原理は、完全な社会の法である国内法の自律性を尊重しつゝ、国際法としての純一性・一貫性を実現するという本来相容れない二つの要請を止揚するための法学的な技法である。この補完性原理の分析と、本稿では十分に検討することができなかつた国際社会の組織化の問題とを含めて、国際社会における個人の規律の実効性に関する課題を、今後の研究テーマとしたい。

* 本研究は、尾崎重義先生（筑波大学名誉教授・二松学舎大学教授）の指導の下に行われている「世界法・世界社会論研究会」での議論から有形無形の示唆を受けている。また、本稿で用いたアロットの『ヨーノニア』を同研究会のメンバーで翻訳・出版する準備を進めていく。

注

(22) いのうな事例としては、第一次世界大戦後のドイツおよび日本に対する民主化政策をあげることがわかる。KARIN VON HIPPEN, DEMOCRACY BY FORCE 11-18 (2000), 简井若水「ケルゼン理論と現代国際法学」鵜飼信成・長尾龍一編『ハンス・ケルゼン』九三頁（東京大学出版会、一九七四年）。最近の例としては、一九九三年から一九九四年にかけてハイチに

対して強制的な政権の変更が行われる可能性があつたことや、旧ユーゲステラガーマのコンボ地域での人権侵害に対し、

一九九九年に北大西洋条約機構軍が行った爆撃があげられる。

- (222) 岡田泉「国際刑事裁判所の管轄権」国際法外交雑誌九八巻五号七五—七六頁（一九九九年）。藤田・前掲注（一五）『新版

国際人道法〔増補〕』一九〇頁。

- (223) たとえば、奥原は、「ヨルンベルグ裁判及び東京裁判という例外的なものを一般化して適用する」とを批判している。

細谷ほか編・前掲注（四五）七二頁。また、イラクによるクォートに対する侵略に対する責任者を処罰しようとする

試みは、第二次大戦時とは異なり、実現しなかつた。藤田・前掲注（一五）『新版 国際人道法〔増補〕』一八三頁。

- (224) 補完性原理については、次の文献を参照。JOHN FINNIS, NATURAL LAW AND NATURAL RIGHTS 159 (1980); JOHANNES MESSNER, DAS NATURRECHT 255-264 (4th ed. 1960). (ムキヤク・メスナー（水波朗・栗城露夫・野尻武敏訳）『自然法』三一六—三三六頁（創文社、一九九五年）。) よく述べた補完性原理は、キリスト教の伝統の中で定式化されたものである。た

とえば、一九三一年に公布された、ピオ十一世（Pius XI）の勅令『クサトアレハシヤ・トノヘ（Quadragesimo Anno）』の中で、補完性原理が定式化されている。PRUSKI, QUADRAGESIMO ANNO (1931), para. 79. (同勅令全文の邦訳は、ムキヤ・世（岳野慶作訳）『クサトアレハシヤ・トノヘ』（中央出版社、一九六六年）。) また、CATECHISM OF THE CATHOLIC CHURCH

460 (2nd ed. 1997), para. 1883 [hereinafter cited as CATECHISM] を参照。

- (225) MESSNER, supra note 224, at 255-264. (ムキヤク・前掲注（一五）三三六—三三七頁)。

- (226) CATECHISM, supra note 224, at 460, para. 1885.

- (227) Herbert Petzold, *The Convention and the Principle of Subsidiarity in The EUROPEAN SYSTEM FOR PROTECTION OF HUMAN RIGHTS* 41-62 (R. St. J. Macdonald, F. Matscher and H. Petzold ed., 1993). たゞま欧洲人権条約の運用にあた

へ、ヨーロッパ人権裁判所は、補完性の原則を発展させた。FRÉDÉRIC SUDRE, LA CONVENTION EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME 38-43 (4th ed. 1997). (ムキヤ・建石真公訳)『ヨーロッパ人権条約』五〇—五七頁（有信堂、一九九七年）。また、欧洲連合（EU）では、その専属的権能に属さない分野については、加盟国による行動では十分に目的を達成できない場合に限り、EUが行動するところ補完性原理が明定されてしまう。「欧洲連合条約」(TREATY ON

EUROPEAN UNION, February 7, 1992, amended and renumbered by the Amsterdam Treaty of 1999) 二条。「欧洲共同体を

設立やるべき条約」(TREATY ESTABLISHING THE EUROPEAN COMMUNITY, March 25, 1957, amended and renumbered by the Amsterdam Treaty of 1999) 54条。See RALPH H. FOLSOM, EUROPEAN UNION LAW 33-34 (3rd ed. 1999), 40.12.「武力紛争法・人道法の分野では、国際刑事裁判所規程における「補完性 (complementarity) の原則」が適用されるべき (前文) ○項、一条二文後段、一七条)。

【註出】

獨協法學第五十一号に掲載した拙稿「伝統的国際法の国内法補足的性質について——武力紛争法・国際人道法を例として——」(1) に於いて、次の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

一一七頁 注(一) 八～九行目

(誤) 古稀記念『国家管轄権—国際法と国内法—』……一九九八年
(正) 還暦記念『国際法と国内法—国際公益の展開』……一九九一年